

家父長制とジェンダー分業システムの起源と展開：「男性支配」体制(レジーム)はいかにつくられたのか

衛藤, 幹子

(出版者 / Publisher)

法学志林協会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法学志林 / Review of law and political sciences

(巻 / Volume)

103

(号 / Number)

2

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

58

(発行年 / Year)

2005-12-22

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003562>

家父長制とジェンダー分業システムの起源と展開

——「男性支配」体制はいかにつくられたのか——

衛藤 幹子

はじめに

一 「男性支配」というレジーム

(一) 家父長制の一般的な用法

(二) ラディカル・フェミニズム

(三) 家父長制の再定義

(四) 家父長制と資本主義

二 家父長制の起源と深化

(一) 男性優位の根拠

(二) 女性はなぜ敗北したのか

(三) 「家父長制」の定着

三 近代資本主義とジェンダー分業システム

(一) ジェンダー分業システムの誘因

(二) 西洋社会における女性と労働

(三) プルジョワ女性をめぐる環境の変化

(四) 女性と家庭と「資本主義の精神」

(五) ジェンダー分業システムの形成

むすび

はじめに

いま日本のいたる所で、「男女平等」の潮流を逆転させようとする反動の醜態醜態が徘徊しているという。彼らは、性教育や「ジェンダー・フリー」教育に反対し、男女共同参画条例を策定した自治体に言いがかりをつけ、もの言うフェミニストたちを攻撃し、憲法二四条の改正を叫ぶ。フェミニストたちが「ジェンダー・フリー・バッシング」あるいは「バックラッシュ」と呼ぶこの状況を決して容認することはできない。しかしながら、反動は、一九世紀の第一波フェミニズムの時代からフェミニストたちが経験してきたことであり、フェミニストの主張が無視できないものになったときに必ず起こってくる逆流なのである。たとえば、一九世紀末のアメリカとイギリスの参政権運動が上流階級から労働者階級まであらゆる階級の女性たちを巻き込んだ大きなうねりとなり、政治を動かす勢力になったとき、男性たちの間から女性参政権反対運動が立ち上がった (Hanam, Aucherlonie abd Holden, 2000)。また第二波フェミニズムの例では、一九八〇年代にアメリカで吹き荒れたバックラッシュが記憶に新しい (Sapiro, 1986: 138)。

複数の流派に分かれるフェミニストたちの主張や行動をひと括りすることは難しいが、あえてまとめるならば、そのめざすところは専ら男性が権力を占有している男性中心社会を男女が等しく権力を共有する社会に変えることにある。ほとんどのフェミニストたちは、権力を男性から奪い取り、女性支配を確立しようなどと考えているわけではない。むしろ一九七〇年代第二波フェミニズムが登場した当時はそうした主張があったし、また今日でも多少はいるかもしれないが、けれども、たとえ分与であっても、男性支配というレジームを維持したいと考える人びとにとつて、

フェミニニストの主張は彼らの体制を掘り崩す行為に他ならない。つまり、「バックラッシュ」は旧アンチフェミニニスト体制の反撃なのである。

レイプや親しい男女の間で起きる暴力(ドメスティック・ヴァイオレンス、DV)、性的嫌がらせなど性的犯罪の被害者が圧倒的に女性であるという事実、また議会や労働市場に進出する女性は増えているとはいえ、相変わらず政治や経済を支配しているのは男性だという現実、そして女性のありようを固定化する予見や偏見は、この社会が男性中心につくられ、集団としての男性が集団としての女性を支配していることの証左である。

本稿は、この男性支配体制がどのようにつくられたのか、その起源の探究を試みる。フェミニニストは、社会関係の中で形成され、文化的な意味を付与された一意味を付与するのは大抵男性である一男女の差異を、生物学的な性差(セックス)と区別するために「ジェンダー」と名づけた。ジェンダーは生まれながらの性とは異なる性差のカテゴリーであるが、その一方で、男女の身体的な違い、わけても生殖機能の違いに基礎づけられている。コンネルは、「ジェンダーは生殖領域を中心にした社会関係の構造であり、同時にこの社会関係の構造に支配され、生殖機能をめぐる両性の区別と社会過程とを結び付ける実践でもある」(Connell, 2002: 10)と述べている。生物学的性差との関連性が、社会的に形成された男女の役割をあたかも自然な摂理のように思い込ませるのである。本稿の目的は、このジェンダーの視点にもとづき、男性支配というレジームが男女の生物学的な違いを基礎に長い歴史のなかで形づくられたフィクションだということを証明することにある。

従来、フェミニニストは男性支配の構造を「家父長制 Patriarchy」と称してきた。次章で論じるように、フェミニニストによる家父長制の定義は多様で必ずしも一致しているわけではない。だが、いかなる定義をするにせよ、次のよ

うな視点から家父長制をとらえる。第一に、家父長制を男女の間の権力的不均衡、またその結果としての男性の支配と女性の従属ととらえる。次に、家父長制は性的支配によって基礎づけられると考える。そして第三は、家父長制が個人や家族を超えて政治、経済、社会におけるあらゆる制度とイデオロギーや価値観のなかに根を下ろしているとする。なお、論者によっては家父長制に年長男性による若年男性の支配という世代間支配を含めることがある（たとえば、瀬地山、一九九六年、四五頁：Murray, 1996: 8; Millet, 1977: 26）。しかし、若い男性はやがて彼らが年長者になれば、支配をする側にまわることになるが、女性が支配する側に立つことはないので、性別間の支配のほうがより普遍的である。

男性支配社会を表現するフェミニストのもう一つ用語に「ジェンダー分業 gender division of labour」がある。ジェンダー分業は、「夫の役割は外で働いて家族を養うことであり、妻のそれは家庭の中で家族の世話をするということである」という男女の固定的な役割を意味する。この言葉は、しばしば「性別役割分業」と訳されるが、性別という表現では生物学的性差にもとづく役割という意味にも受け止められ、このシステムがジェンダーというつくられた性別役割から派生しているという点が薄まるように思われる。こうした曖昧さを避けるため、本稿ではジェンダー分業という言葉を用いることにした。⁽³⁾

ここ二〇年余りの間に、ジェンダー分業の考え方の支持者は大幅に減少している。この傾向は欧米先進国に著しい。たとえば、二〇〇二年に実施された国際比較調査をみると、スウェーデン（賛成者は女性五・四パーセント、男性八・九パーセント）やイギリス（賛成者は女性九・七パーセント、男性九・五パーセント）では、ジェンダー分業の支持者はもはや少数派にすぎない（内閣府、二〇〇三年、二三頁）。日本の世論調査によると、一九九二年の調査に

おいてこの考え方に賛成する人（「賛成」および「どちらかといえば賛成」）は、女性で五五・六パーセント、男性では六五・七パーセントであった（総理府、一九九四年、二七頁）が、一〇年後の二〇〇二年の調査では、賛成者は女性が三六・八パーセント、男性は四六・二パーセントと、男女ともに二〇ポイント近く減少している（内閣府、二〇〇三年、二三頁）。日本も徐々にではあるが、欧米先進国と同じような傾向をたどっていくのであろう。

しかし、このことはジェンダー分業システムが消滅しつつあることを意味しているわけではない。より重要なことは、この考え方の中に組み込まれた「他者の世話をする性としての女性」という隠喩が、社会秩序の規範として政治や経済制度、あるいは日常生活のなかに組み込まれ、依然として人びとの思考や行動を制約しているという点である。公私の様ざまな場面で女性たちには「世話をする」役割が振り当てられ、それをやり遂げることが期待される。しかも、他者の世話をするという行為は、生まれながらに女性に運命づけられた事柄であるとされ、それゆえにこの運命に逆らうことは、人間としての自然な営みに反することだと糾弾され、社会的な制裁を受けることになる。ここに、ジェンダー分業が女性を従属させるシステムだといわれる所以がある。

ところで、家父長制とジェンダー分業はどのように関連づけられるのであろう。実は、フェミニストのこれら二つの用語の区分は未整理で、ジェンダー分業を家父長制の一つの現われと位置づける場合が多い（e.g. Hartmann, 1981; Delphy, 1984; McDonough and Harrison, 1981; Walby, 1990; 上野、一九九一年、瀬地山、一九九六年）。家父長制とジェンダー分業が女性の抑圧装置として関連し合い、切り離せないことは確かである。だが、本稿では三つの理由から家父長制とジェンダー分業とを別のカテゴリーとしてとらえる。第一に、本稿が目的とする男性支配の起源を探究するという歴史的な観点に立つとき、ジェンダー分業は近代資本主義とともに登場するシステムであり、そ

れに先行する家父長制との違いを強調するためには、異なるカテゴリーとしたほうがわかりやすいと考えるからである。二点目は、ジェンダー分業を家父長制の近代版と置き換えてしまうと、性暴力を説明できなくなるからである。女性が容易に性暴力に曝される背景には、男性による女性のセクシュアリティの支配が制度化されてきたことがある。セクシュアリティの支配は家父長制の存在をもって説明可能になる。そして最後に、セクシュアリティの支配と労働の支配とを区別するためである。

本稿は、家父長制が狩猟採集社会から農耕社会に移行するなかで女性の生殖機能の支配を目的に登場したのに対し、ジェンダー分業は近代資本主義経済のもとで女性の労働力を管理するシステムとして形成されたと考ええる。ジェンダー分業は、女性の役割を労働力の再生産に特化させることなので、これをセクシュアリティの支配として解釈することもでき、それゆえに前述のフェミニストたちはジェンダー分業を家父長制の一つの現われと理解するのであろう。しかし、第三章で論じるように、ジェンダー分業の契機は、労働力の再生産よりも、市場から排除された信仰や安らぎの場を家庭に求め、女性にその家庭の管理、すなわち「他者の世話をする」という労働が割り当てられたことであった。つまり、市場の外であれ、労働市場においてであれ、「他者の世話をする」ことが女性にふさわしい労働とされるようになったのである。

本稿は、家父長制とジェンダー分業システムが男性支配体制（レジーム）を構成すると仮定する。したがって、ここでは、家父長制は、結婚、妊娠・出産、育児など性的関係を媒介に形成される男女の不均衡な権力関係を基礎づけられるシステムと限定的に用いられる。以下では、まずこれまで家父長制がどのように議論されてきたのか、フェミニズムとの関連性に留意しながら主要な先行研究を概観する。そのうえで、家父長制とジェンダー分業がいかなる経

緯によって出現することになったのか、その起源と展開を明らかにする。

一 「男性支配」というレジーム

男女の間の格差や不平等、あるいは女性に向けられる理不尽な差別が、個別の問題ではなく構造的なものであることに注目したのは、ラディカル・フェミニズムであった。ラディカル・フェミニストたちは、男性集団による女性集団の支配の構造を「家父長制」と呼んだ。だが、この用語はフェミニズムに固有なものではなく、すでに確立した概念でもあった。家父長制の起源は、メソポタミアの古代国家にまで遡ることができる (Lerner, 1986)。しかも、フェミニストがそれを性による支配を告発するための鍵概念として提起したとき、家父長制は伝統社会から近代社会への移行にともなって消滅した前近代的な制度だというのが一般的な理解であった。⁽¹⁾

(二) 家父長制の一般的な用法

家父長制は、基本的には家族の形態を表わす概念であるが、国家の秩序や政治的支配の様式を説明する場合にも用いられてきた。⁽²⁾ 家父長制家族とは、父子相続 (父系家族) にもとづいて家父長がその家族成員に絶大な支配権を有する形態である。この典型例は、「家構成員に対する生殺与奪の権をも含む強大な家父長権が歴史的事実として存在した」古代ローマにみることができ (原田、一九九二年、一一二頁)。紀元前四五〇年の十二表法によって成文化されたローマの家父長権 (*patria potestas*) は、妻・子・奴隷・財産に対する包括的で、国家法も抑制不能な絶対的

な支配権であったという(鎌田、一九九二年、一一頁)。古代ローマの家父長制の伝統は、キリスト教の教理に内面化され、中世ヨーロッパに受け継がれていった。⁶⁾

ところが、一八世紀から一九世紀にかけて、ヨーロッパ社会にそれまでのような支配と服従の関係によるのではなく、愛情にもとづく「近代家族」が登場した。エドワード・ショーターは、近代家族はその結びつきが「家庭愛」にある点で伝統家族から区別されると述べている。ショーターによれば、家庭愛とは、「家族は外部からの侵入に対して、プライヴァシーと自立によって守られるべき貴重な情緒単位であるという意識」であり、それは仕事と愛情とを分かち合う友愛的な夫婦と強い一体感を共有する親子とから構成される(田中他訳、一九八七年、二三八頁)。この愛情家族のプライヴァシーは、個人主義的な近代市民法によって保護された。こうして、ヨーロッパにおいて、家父長家族は愛情家族にとって代わられたのである。

家共同体内の家父長の支配と家成員の服従との関係は、政治共同体における支配者と被支配者との関係にも適用でき、国家の説明概念としても採用された。たとえば、古代ローマ国家や日本の近代天皇制国家は「家父長制国家」と定義されることがある(原田、一九九二年、一二二―一二三頁)。また、一七世紀後半、ロバート・フィルマーは『父権論 Patriarcha』(一六八〇年⁷⁾)のなかで、家父長の支配権は神によって授与された権力であり、その家父長権こそが国王の政治的権力の源泉であると論じた。しかしながら、いみじくもジョン・ロックが批判したように、新興のブルジョワジーが台頭し、来るべき産業資本主義体制に向けて社会が大きく変化し始めていた一七世紀後半のイングランドにおいて、フィルマーの家父長主義は、もはや時代錯誤の理論であった。

そして、家父長制論を論じるうえで忘れてならないのは、マックス・ウェーバーであろう。共同体における社会行

為の最も重要な要素である支配の様態を論じたウェーバー（世良訳、一九六〇年）は、家父長制を伝統的支配の一つとして位置づけた。ウェーバーによると、支配の正当性には合法的支配、伝統的支配、そしてカリスマ的支配という三つの型があり、伝統的支配の最も純粋なタイプが家父長制的支配である。ウェーバーは、家父長的支配構造の原型は、家共同体における家長の權威にあるが、家における父の権力と子の恭順は実際の血縁關係に基づいて生じるのではなく、父の支配者としての権力に由来するとしている。つまり、家父長制が血縁ではなく権力を媒介にした結びつきであるがゆえに、この概念は家を超えて社会共同体の説明概念に拡大することが可能になるのである。伝統的な支配は、伝統的秩序及び支配権力の神聖性に対する信念によって基礎づけられる。したがって、この純粹型である家父長制的支配構造の基礎も、伝統と權威に対する服従にある。しかも、その服従は没主観的かつ非人間的な目的への奉仕義務や抽象的規範から生ずるものであってはならず、あくまで支配者の人格に対する恭順ヒエラルキーにもとづくものでなければならぬ。鎌田浩は、この家父長的支配には行政幹部が不在なので、これに相当するのは家ないし小規模な親族団体だと指摘している（一九九二年、二二頁）。

日本における家父長的家の成立は、古代末期院政期から鎌倉期であると言われている（鎌田、一九九二年、一七頁）。もっとも、中・近世の日本の家における家父長制支配の現れ方は身分によって異なっている。藤井勝は、ウェーバー理論を基礎に支配の法的形態と家長支配の拘束性という二つの軸から家父長制を四つの変種に分けている（一九九二、八二頁）。すなわち、伝統による支配の拘束が家父長権に対する拘束として作用するⅠ型、伝統の拘束は作用しているが、家長の支配権が家長権として確立しているのではなく、親権、夫権、主人権の個別の支配権に分化しているⅡ型、家長の支配権はⅡ型と同様分解し、かつ家長権は伝統ではなく家長自らの恣意や裁量にもとづくⅢ型、

そして括的な支配権をもった家父長がそれを恣意的に行使するIV型である。家父長制の純粹型はI型であり、これに属するのは武家で、農民層の家はII型に属するという(同書、八三一―八四頁)。

明治近代国家のもとで、家父長制は教育勅語と明治民法とによって全国民に浸透するところとなった(鎌田、一九九二年、二五―二六頁)。しかし、第二次大戦後の新憲法公布、民法改正等の民主化によって、家父長的な家族制度は一掃された。無論、法の改正によって家父長的な家族関係が直ぐに改められたわけではなかったが、高度経済成長期に入ると、家族の「近代化」が急速に進行する。上野千鶴子は、一九六〇年を境に「都市・雇用数・核家族、しかも子どもは二人まで、の私たちが知っているような典型的な〈近代〉家族が、大衆規模で成立した」(一九九一年、一九六頁)と指摘している。

(二) ラディカル・フェミニズム

このような家父長制の伝統的な用法に、ラディカル・フェミニストは性支配という新しい意味を付け加えた。一九六〇年代後半から七〇年代、欧米先進諸国を中心に高揚したフェミニストの社会運動は、複数の異なる流派によって構成されたが、ここにどのような流派を含めるのかについては、意見が分かれている。アメリカとイギリスのフェミニスト運動を比較研究したデイヴィット・ブシエ(Bouchier, 1983)は、これにリベラル、社会主義、ラディカルの三つを含めている。ところが、フェミニスト研究者の多くは、それをリベラルとラディカルの二つだとしている(e.g. Dahlerup 1986, 7; Chafetz and Dworkin, 1986; Gelb, 1989; Banaszak, Beckwith and Rucht 2003: 2)。両者の認識の違いは、女性運動のとらえ方にあると思われる。

社会主義フェミニズムは、歴史的により広範な社会主義運動の一部として位置づけられてきた。そして、社会主義フェミニストのグループは、大抵は労働組合や政党の下部組織に組み込まれ、あるいは男性主導の組織と提携し、女性のイニシアティブによる独立組織として設立させることは稀である。事実、ブシエが言及しているイギリスとアメリカの社会主義フェミニストはそうしたグループのいずれかに所属している (*Ibid.*: 85)。「女性のイニシアティブによる女性のための集団行動」(Daherup 1986: 6)をフェミニスト運動の出発点とするフェミニスト研究者にとって、男性主導の組織に組み込まれている社会主義フェミニスト・グループを女性によるオルタナティブな社会の創造を志向したこの新しいフェミニスト運動の系譜の中に含めることはできなかったものと考えられる。しかも、ラディカル・ムーヴメントが伝統的な社会主義運動を圧倒していたこの時代にあつては、社会主義フェミニストも新左翼の思想の影響を受けており、ブシエもラディカル派グループと社会主義者グループのイデオロギー上の違いは微妙で曖昧だと述べている (Bouchier, 1983: 74)。また、社会主義フェミニストの運動戦略はリベラル派とラディカル派の両方に共通するところも多く、イデオロギー面でも、また行動においても、リベラル派とラディカル派の違いほどには際立った差異がみられない (*Ibid.*: 83-85)。したがって、本稿では、フェミニスト研究者の分類に従うことにしたい。しかし、このことが女性解放理論としての社会主義フェミニズムを無視することを意味するものではないことは、言うまでもない。

リベラル・フェミニズムと社会主義フェミニズムが、一九世紀後半から二〇世紀初頭に展開したフェミニズムの最初の波においてすでに存在していた、言わば伝統的な流派であったのに対し、ラディカル派はこの二〇世紀後半の女性運動のうねりのなかで登場した新しい流派であった。リベラル派は、男女平等を目標に掲げ、それは女性の権利の

拡充や強化によって実現することができると考えた。他方、ラディカル・フェミニストの究極の目的は、すべての抑圧からの解放であった。彼女たちは、女性の抑圧の根源は男性優位の社会構造にあるので、現行の社会の仕組みや価値観、文化を根本から変革することなしには女性の真の解放はないと考えた。前者の運動は「女性の権利運動 *women's rights movements*」、後者のそれは「女性解放運動 *women's liberation movements*」と呼ばれた。

リベラル・フェミニストはロビー活動や政治的キャンペーンといった利益団体が用いる手段によってその目的を達成しようとした。しかし、「女性革命 (*revolution of womanhood*)」(Daherup 1986, 7) をめざすラディカル・フェミニストにとって、リベラル・グループの政治行動は「改良主義者 *reformist*」(Gelb and Paley, 1996: 17) のそれにすぎなかった。ラディカル・フェミニストは、男性優位の社会が押し付けてきた妻や母親といった女性の伝統的な役割、また女らしさや従順、節度といった女性にまとり付く固定観念を拒絶した (Crow, 2000: 2)。したがって、女性自身がこうした規範化された意識から解放されることが何よりも重要であり、彼女たちの解放の戦略は外部ではなく、女性自身に向けられた。ドウルデ・ダルラプは、ラディカル・グループの主要な活動を四つに分類している。すなわち、女性自身の意識を変える意識高揚 (コンシャスネス・レイジング *consciousness-raising*)、新しい生き方の実践、フェミニスト文学やフェミニスト音楽といった男性中心文化に対抗する女性のための文化の創造、そして性暴力被害者の救済所や女性センターなど政府が対応してこなかったサービスを代行する施設の創設である (Daherup, 1986: 8)。

リベラルとラディカルという二つのグループの共存は、欧米先進諸国におけるフェミニスト運動のほとんどに共通する傾向であったが、二つのグループの勢力配分や影響力には違いがあった。違いは、とりわけアメリカ合衆国と西

ヨーロッパとの間で顕著であった (*Ibid.*)。ラディカル・フェミニズムは、まずアメリカの女性たちの中から立ち上がり、それに鼓舞された西ヨーロッパの女性たちの間に瞬く間に広まった。しかし、ラディカル・グループが一九七〇年代における女性運動の主流になり、フェミニストたちの中で主導権を握ったのは、むしろ西ヨーロッパであった。アメリカにおいては、小規模組織で、コミュニティや地方自治体を基地に活動していた、言わば「内向き」のラディカル・グループは、その存在自体が次第に外部から見えにくいものになっていった。一方、全国組織で多数の会員と豊富な資金を有するリベラル・グループはより穏健な女性団体なども惹きつけ、フェミニスト運動を大衆化させていった。やがて、リベラル・グループがラディカル・フェミニズムのイデオロギーの一部を取り込みながら、運動の主導権を取った (Gelb and Palley, 1996: 18-20)。

アメリカのリベラル・フェミニスト・グループは、アメリカ政治の伝統である「利益政治」のスタイル―職業ロビイストによる対議会交渉―を活用して、女性の社会的経済的平等を推進する四つの連邦政策の実現を成功させた(衛藤、二〇〇四年、一六頁)。アメリカとイギリスにおける第二派フェミニスト運動の政治的インパクトを比較したジョイス・ゲルブは、前者に比べて後者が政治に及ぼした影響力は小さく、その理由は両国の政治制度の違いとともにそれぞれのフェミニスト運動の組織構造の違いにあると分析し、ラディカル・フェミニズムの影響下にあったイギリスのフェミニスト運動に比べてリベラル派が主導権を取ったアメリカのフェミニスト運動のほうが政治的には成功したことを明らかにしている (Gelb, 1989)。また、ダルラブは、一九七〇年代から八〇年代に欧米諸国の政府が相次いで男女平等化政策を導入したが、ラディカル派が皮肉を含めて「国家フェミニズム」と名づけたこの出来事に明らかに貢献したのは他ならぬリベラル派のフェミニスト・グループであった、と指摘している (Dahlerup, 1986: 17)。

なるほど、ラディカル・フェミニズムは政治的には必ずしも輝かしい成果をあげたと言いうことはできない。だが、ラディカル・フェミニストたちが成し遂げた性支配を構造化する「家父長制」の再定義は、既存の秩序や価値観を根底から動揺させるような深く静かな衝撃を社会にもたらした。

(三) 家父長制の再定義

ラディカル・フェミニスト第一世代は、それ以前に深く関与していた社会運動―アメリカでは黒人の公民権運動、西ヨーロッパでは新左翼の反体制運動―の中で、社会主義思想の洗礼を受け、マルクス主義によって理論武装をした(Bouchier, 1983: 74; Dahlerup, 1986: 17)。周知のように、ラディカル・ムーヴメントの女性活動家をフェミニストに変えたのは、女性に対する男性活動家たちの無知や破廉恥な態度であった。ブシエによると、一九五六年に表面化した公民権運動にはこの黒人の運動を基本的人権の闘いと位置づけた白人学生が多数参加し、この人種を超えた共同は一九六四年の公民権法の制定という勝利をもたらした。しかし、より戦闘的な若い世代の黒人活動家たちは、これを勝利とは受け止めなかった。というのも、公民権法は人種差別を根本的に解決しないばかりか、機会の平等というレトリックが真の不平等を覆い隠してしまうからであった。そして、彼らは、ネオ・マルクス主義を援用して、人種差別と資本主義の全体構造を攻撃するという革命的イデオロギーを構想し、ブラック・パワー・ムーヴメントを立ち上げた。

ところが、ブラック・パワー・ムーヴメントのリーダーたちは、黒人と第三世界の人びとの解放を唱えながら、女性の解放には一切触れようとはせず、女性の解放について女性活動家から問題提起がなされても無視しつづけた。一

九六七年に、ジョー・フリーマンとシュラミス・ファイアストーンがそれぞれシカゴとニュー・ヨークで設立した最初のラディカル・フェミニスト組織は、こうした男性の左翼活動家に対する深い失望と怒りがきっかけであった (Boucher, 1983: 40-50)。イギリスのラディカル・フェミニストの場合も同様であった。新左翼運動における若い男性活動家たちの性差別と支配欲の強さは、彼らが敵対する資本家や政治家たち以上であった (ibid. 58)。それにもかかわらず、ラディカル・フェミニストたちの多くが左翼思想を放棄することはなかった (ibid. 74)。けれども、彼女たちにとって、マルクス主義は女性解放の手がかりになる理論であると同時に、乗り越え、あるいは打倒しなければならぬ理論でもあった。

女性の従属が歴史的につくり出されたものであること指摘したのは、フリードリッヒ・エンゲルスである。エンゲルスは、『家族・私有財産・国家の起源』(戸原訳、一九六五年)の中で、「女性の世界的敗北」を論じた。私有財産が存在する以前、家族は母系の血縁関係で成り立っており、男女の間に分業はあったが、両性の関係は平等であった。しかし、私有財産制の発生によって単婚(一夫一妻制)家族が生まれ、さらに国家の成立は単婚家族を父権が支配する家父長制家族に変えた。妻は、生産活動から排除され、単に子どもを産む道具となったのである。エンゲルスは、女性の従属の原因が私有財産制度にあり、私有財産制度の廃止が女性を抑圧から解放することを示した。それゆえに、社会主義において、女性の解放は労働者の解放の部分として位置づけられ、女性解放だけを取り出して論じられることはない。というより、全体革命を差し置いて部分革命を追求するのは、非難すべき「分離主義者」の行動だということになる。ブラック・パワー・ムーヴメントのなかで、女性の問題が棚上げされたのは、まさにこのためであった。しかしながら、フェミニストたちは、人間の解放を叫びながら同志の女性を搾取る男性活動家をつぶさに

見て、女性の従属は階級闘争だけでは解決しないことを確信した。階級とは別の抑圧の装置、すなわち「男性支配」の存在に気づいたのである。

ファイアストーン Firestone は、一九七〇年に出版した『性の弁証法『The Dialectic of Sex』(1979)』の中で、女性の従属的な地位は、何よりも男性による女性のセクシュアリティの搾取と心理的な抑圧に起因しており、資本主義による経済的な抑圧は二次的な要因だと主張した。彼女は、この性的な支配を「性階級制度 sex class system」と呼び、それを「男性の利益によって操作される権力の性的不均衡」と定義した (Firestone, 1979: 18-19)。男性支配の構造を「家父長制」と名づけ、それをフェミニストの鍵概念として前面に打ち出したのは、ケイト・ミレット (Miller, 1977) が一九七一年に出版した『性の政治学 Sexual Politics』である。ミレットは、ウェーバーの支配の正当性の概念を用い、社会のなかに秩序として制度化された男性による女性の支配を家父長制と定義した。男性は男という性に生まれたことによってこの特権を手に入れることができる (ibid. 24-25)。ミレットは家父長制バイアスが歴史と文化の中でいかに作用し、また神話や宗教、文学のなかにもどのように反映されているのかを分析することによって、性支配が社会のなかに深く埋め込まれていることを明らかにした。

ファイアストーンとミレットの分析は、いずれもジグムンド・フロイト及びフロイト主義の抑圧の理論に依拠していたが、ジュリエット・ミッチェル (Mitchell, 1975) の『精神分析と女の解放 Psychoanalysis and Feminism』は、この二人の議論を批判的に発展させ、精神分析フェミニズムという女性の心理や意識をめぐる新しい分析手法の確立を促すことになった。イギリスのラディカル・フェミニスト・グループの創設者の一人であったミッチェルは、イギリスにフェミニズムの新しいうねりが到着する数年前の一九六六年に出版した『最も長い革命 The Longest Rev-

olution』の中で、すでに女性の従属について考察していた。女性の二流市民化された地位は家族に由来すると指摘し、家事や妊娠・育児といった女性の役割は社会生活における男女平等の妨げとなっているのみならず、男女の不平等があたかも自然であるかのような心理状態を女性の中に植えつける原因になっていると論じた (cited by Boucher, 1983, 71-72)。

ミッチェルは、アメリカのラディカル・フェミニストたちがフロイト理論を「敵」(Mitchell, 1975: xiii)とみなし、アメリカのフェミニストたちの先行研究が誤ったフロイト理解をしていることに対し、フロイト理論の正確な解釈を試みようとする。それは、マルクス主義が階級闘争の論理であるように、フロイト理論が女性の闘争の根拠を提供するからであった (Mitchell, 1975: xx)。ミッチェルは、フロイト理論は個別の精神分析ではなく、社会関係を包摂ものであり、それゆえに家父長制社会を分析できるといふ。そして、彼女は家父長制を「父の法」(Mitchell, 1975: xiv)と定義し、家父長制はかたちを変えながらもあらゆる時代にみられた普遍的な制度だと述べる。なぜなら、「父の法」を基礎づけているのは、女性自身に男性の優位性と女性の従属を内面化させるエディプス・コンプレックスであり、それは時代を超えて少女の成長過程に組み込まれているからである。

上野千鶴子は、「ラディカル・フェミニストが、フロイディズムによって成し遂げようとしたのは、マルクス主義の解明が及ばない『家族』という再生産の領域の存在と、その抑圧の解明であった」(一九九一年、六頁)と述べたうえで、それが階級分析を無視した「性支配二元論」(同書、一一一頁)であると指摘している。⁽⁹⁾確かに、女性の従属を心理学的に解明するアプローチは、ラディカル・フェミニストの行動を意識高揚(コンシャスネス・レイジנג)に向かわせ、さきにもたように彼女たちの運動を内向きにさせるといふ結果を導いた。さらに、性支配を心理に

還元することは、突き詰めればそうした心理を生み出す女性の身体構造―とくに、生殖機能―が問題だということになる。それは、結局のところ、解剖学を運命として受忍するか、そうでなければファイアストーン (Firestone, 1979: 193) が考えるように体外受精などの生殖技術を使って女性の身体を生殖活動から解放するほかないということになる。

(四) 家父長制と資本主義

唯物主義的ラディカル・フェミニストを自認するクリスティーン・デルフィ (Delphy, 1984)⁽¹⁰⁾ は、家父長制をイデオロギーに還元してしまうことに強く反対し、家父長制には「経済的基礎」があることを主張する。デルフィによれば、家父長制は男性による女性の搾取であり、それは結婚契約をとおして男性に物質的な利益をもたらす社会システムである。デルフィの家父長制における物質的基礎の議論は、性支配を男性による女性のセクシュアリティの支配と経済的支配との両面からとらえようとする「二元制度アプローチ (dual systems approach)」(Murray, 1995: 7) に発展する。

二元制度アプローチの代表的論者の一人であるハイジ・ハートマン (Hartmann, 1981) は、家父長制は資本主義が登場する以前から家族における家長の支配というかたちで存在していたが、資本主義経済体制の登場によって公私の分離が起り、男性よる女性の労働力の管理へとかたちを変えて家の外にも拡大され、やがてそれは社会関係として固定されることになったと主張する。この社会関係とは、男性支配を可能にする男性間の相互依存と連帯によって構成される階層的な関係の束である (Ibid. 14)。男性支配の社会関係の束は、家庭だけでなく、学校、教会、労働組

台、スポーツ・クラブ、工場、軍隊、病院、メディアなど社会のあらゆる制度を通じて再生産され、男性の優位性が維持されるのである (ibid. 16)。同じく二元制度アプローチを採用するシルヴィア・ウォルビーも、家父長制をセクシュアリティと資本主義から生み出される社会関係だととらえ、この家父長的社会関係は六つの構造から構成されていると指摘する。すなわち、生産の家父長的様式、賃金労働における家父長的関係、国家における家父長的関係、男性の暴力、家父長的な性関係、そして文化的な制度における家父長的関係である。ウォルビーによれば、家父長制は男性が女性を支配し、抑圧し、搾取する社会構造と日々の実践から構成されるシステムである (Walby, 1990: 20)。

二元制度アプローチは、マルクス主義フェミニズムにおいて徹底され、洗練される。たとえば、マルクス主義フェミニストを自認するマクダナウとハリソンは、家父長制は、第一に単婚制度における女性の生殖とセクシュアリティの管理、そして第二に性別役割分業によって遂行される女性の経済的従属という二元論によって把握されるべきだと主張する (McDonough and Harrison, 1980: 40)。家父長制をめぐるフェミニストの諸見解を詳細に検討した上野は、性支配分析のアプローチには性支配⇨家父長制分析と階級分析とがあり、マルクス主義フェミニストは「資本制と家父長制の独立を相互に認める二元論 dualism」を採用するとしている (一九九一年、一一二頁)。(後期)マルクス主義フェミニズムを受容する上野は、当然二元論の立場に立ち、「まずディカル・フェミニズムの諸前提である『家父長制』概念を資本制とは別個に認め」(同書、一三四―一三五頁)、性支配は家父長制と資本制という二つの制度によって基礎づけられると考える。

上野の精緻な分析 (一九九一年) は、フェミニストの家父長制をめぐる論争におけるマルクス主義フェミニスト・アプローチの優位性を描き出すことに成功している。しかしながら、上野の議論には概念上の混乱もみられる。たと

えば、瀬地山角は、「彼女の家父長制概念の用法は〈中略〉実はさまざま要素をはらんでおり、必ずしも一貫して
いるとはいいたい」と述べ、四つの問題を挙げている（一九九六年、三一頁）。瀬地山の批判は『家父長制と資
本制』（一九九一年）の基になっている『思想の科学』掲載論文（一九八六―八八）に対する批判であるため、『家父
長制と資本制』では彼の批判に対する上野の反論や加筆が行われている。したがって、四点すべてが的を射たもので
はなくなっているが、フェミニストの論争の帰着という観点から依然として重要だと思われるのは、四番目の分析概
念と記述概念の混在である。瀬地山は、上野が家父長制を「歴史・空間貫通的に用いる分析概念」と位置づける一
方で、家父長制を「歴史・空間に特定された実体を表わす記述概念」として用いている点を問題にする（同書、三七
頁）。瀬地山という分析概念と記述概念の意味は必ずしも明快ではないが、私の関心に引き寄せて解釈するならば、
分析概念とは時代や地域を超えて存在する言わば「レジーム」であり、記述概念とはそうしたレジームが個々の時代
や個別の地域でどのように展開するのかを説明するアプローチのことであろう。

このよう考えると、『家父長制と資本主義』の理論編で展開されている家父長制の議論が「レジーム」としてのそ
れであるのに対し、分析編の家父長制は近代以降の女性の従属化の過程を説明するための概念として使われているこ
とがわかる。たとえば、分析編の中の高度成長期における女性の主婦化の議論において、上野は「日本の社会は、滅
私奉公する企業戦士とそれを統後で支える家事・育児に専念する妻、というもっとも近代的な性別役割分業を完成し、
これを大衆規模で確立した。フェミニストはこれを『家父長制』と呼ぶが、この『家父長制』はまったく近代的なも
のであり、封建遺制の家父長制とは質を異にしている」（一九九一年、一九六頁）と述べ、家父長制が日本という地
域の高度成長期という時代においてどのように展開しているのかを説明している。

なぜ、このような混乱が生じたのであろうか。私は、家父長制概念がラディカル・フェミニズムの定義からマルクス主義フェミニズムのそれへ変化するなかで、性支配の意味に転位が生じたにもかかわらず、そのことが自覚されなかったためではないかと考える。ラディカル・フェミニストの家父長制論は、性支配、すなわち男性の支配と女性の従属という社会関係を家父長制という概念によって説明しようという試みであり、ここで意味する性支配とはそうした男性支配の総体を表現するものであった。そして、男性支配、すなわち家父長制は「男性による女性のセクシュアリテイの支配」の帰着だというのがラディカル・フェミニストの中心的な主張であり、単純化するならば、これら三つの事柄は等号で結んで、「(男) 性支配 \equiv 家父長制 \equiv 男性による女性のセクシュアリテイの支配」と表わすことができる。ところが、マルクス主義フェミニストは、(男) 性支配の源泉は、家父長制 \equiv 「男性による女性のセクシュアリテイの支配」と資本制 \equiv 「経済的な支配」の両方にあると考える。つまり、マルクス主義フェミニストの「二元論」の定立によって、性支配は家父長制から切り離され、性支配は家父長制と資本制から構成される上位概念 \rightarrow 瀬地山のいう分析概念 \rightarrow になったのである。等式で表わせば、「性支配 \equiv 家父長制 $+$ 資本制」となる。

こうした概念上の混乱をさけるため、私は、性支配を時代や地域を貫通するレジームととらえ、またそのレジームがセクシュアリテイの支配に限定されないという点を強調するため性支配ではなく男性支配と呼ぶことにしよう。

二 家父長制の起源と深化

「男性支配」というレジームの存在を明らかにしたフェミニストの次なる企ては、なぜ女性が従属的な地位に置か

れることになったのか、その起原を究明することであった。女性の従属が自明の事柄ではないことを証明するには、男性支配には始まりがあった、言い換えれば女性が支配した時代があったということを示さなければならぬ。家父長制の起原の探究は、やがて家父長制に代わる「女性が支配した制度——母権制 *matriarchy*——」の痕跡を探し出す研究に向かった。けれども、このフェミニストの企ては、必ずしも成功しなかった（瀬地山、一九九六年、二七—二八頁；Murray, 1995: 12-13）。女性の従属の起原を古代メソポタミア文明に遡って探究した歴史学者のゲルダ・ラーナーは、次第に「起原の問題よりも家父長制が成立し、制度化する過程のほうが重要だと認識ようになった」（Lerner, 1986: 7）と述べている。そして彼女は、家父長制は歴史のある時期に突如として出現したのではなく、数千年という時間をかけて徐々に形を成していったのだという結論にたどり着く（*Ibid.*: 8）。本章では、主にラーナーの業績に依拠しながら、家父長制がどのように登場し、定着したのかをみていくことにしよう。

（一）男性優位の根拠

女性の従属を説明する広く流布し、また古くからある考え方は、男女の生物学的な違いに起因するというものである。一般的に男性は女性よりも体力や運動能力に優れ、攻撃的な性向が強いので、自ずと男性が狩猟に従事して食糧を確保し、外敵から女性や子どもを守るようになった。他方、女性は、身体能力が劣っているだけでなく、妊娠や出産、授乳によって行動が制約されるため、家の中の仕事が割り当てられた。食糧の供給者がそれを与えられるだけの者よりも上に立つのは当然であるし、戦闘で功績を挙げた戦士が名誉ある地位を与えられ、やがて部族をまとめるリーダーになるというのも自然の成り行きである。つまり、生物学的な特徴が男性の優位性を決定づけ、それは人類創

成期の石器時代から運命づけられてきたというのである。

ラーナーは、この生物学的決定論は保守的な男性だけでなく、たとえばシモーヌ・ド・ボーヴォワールのようなフェミニストにも影響を及ぼしていると述べている (*ibid.*17)。ボーヴォワールは、「生物学的条件が女にとって固定した運命だとする考え方には同意できない」と留保しながらも、女を〈他者〉にしてきた歴史において生物学的な違いが「最も重要な役割を演じ、女の状況の主要な要素となっている」(井上・木村監訳、一九九七年、五七頁)と指摘する。ラディカル・フェミニストもこの伝統的な観念から自由ではない。たとえば、ファイアストーンの人工生殖による女性解放論は、生物学的差異が女性を運命づけたという考え方にもとづいている。また、ミッチェルは、女性が受けている不平等と抑圧の原因を女性の生物学的な不利益ではない別の何かから明らかにするため、クロード・レヴイ・ストロースの「女の交換」理論によってそれを試みようとした (Mitchell, 1974: 361-376)。しかし、交換されるのがなぜ男ではなく、女なのか、そして究極的には何が男性の支配と女性の従属を引き起こしたのかははっきりと説明することはできなかった (Murray, 1995: 12-13)。

女性の従属が自然の摂理ではなく、歴史の産物であることを最初に指摘したのがエンゲルスであることは、すでに述べた。エンゲルスの私有財産の発生と女性の従属の理論は、バツハオーフェンとモルガンの「母権制論」を下敷きにしている。スイスの法学者であったバツハオーフェンは、一八六一年にそれまでの原始家族形態の通説であった父系・父権制を覆す論文を発表し、人類最古の家族形態は母系制であり、母権が支配していたと主張した (鎌田、一九九二年、一一頁)。「古代世界の女性支配」というサブ・タイトルが示すように、バツハオーフェンは、母権制と女性支配とを同一視した (ジョルゲディ／杉村訳、二〇〇一年、七三九頁)。人類学者であったモルガンは、バツハオー

フエンの母権起源説を繼承し、未開民族の調査にもとづいて古代社会の婚姻の形態が乱婚から一夫一妻制へと發展する段階説を唱えた。エンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』は、モルガンの婚姻發展段階説を、社会の發展段階に援用したものであった(鎌田、一九九二年、一五頁)。バツハオーフェンやモルガンの学説は、当時学界で流行していた社会進化論の影響を受けており、父権制や一夫一妻制を家族形態の進化の到達点と仮定していた。この点はエンゲルスも例外ではなく、彼は単婚制度が女性の世界的敗北をもたらしたと主張する一方で、単婚制度は女性が夫を一人で占有できる権利を手に入れたのだから、女性にとってそれは地位の向上だとみていた(Lerner, 1986: 22-23)。

しかしながら、女性の地位が社会形態や時代によって異なることを示したエンゲルスの議論は、その後の女性の従属の起源を探究する研究の出発点になった⁽¹¹⁾(*Ibid.* 23)。わけでもフェミニスト人類学者は、従来の人類学の知見が男性の偏った視点から獲得されたものだと考え、既存の調査結果や研究成果を洗い直し、また再調査を行って女性が権力を握っていた母権制社会、あるいは男女が平等であった社会の証拠を探究した。この成果の一つは、狩猟採集時代に男性が優位に立つことになったのは男性の身体能力のためだとする生物学的決定論を論破する人類学的な証拠を提示し得たことであった。狩猟採集社会において、男が狩猟者としての力を發揮するような大掛かりな狩猟はたまに行われるだけで、日々の食糧は女と子どもが従事する木の実などの採集や小動物の狩猟によって賄われていたこと、また女たちは食物を保管するための籠や陶器を創り出し、園芸の知識を高めることによって文化の創造に貢献したこと、さらに狩猟採集社会では、男女の役割分業は存在しても、両性の関係は平等であったことなどが明らかにされた(*Ibid.* 17-18)。また、イロクォイ族の調査を再検討したエレノア・リーコックは、女たちが食糧の分配を管理

し、長老会議にも参加するなど社会的に高い地位に就いていたことから、イロクォイ族の事例は母権制社会が存在した証拠だと主張した (*Ibid.* 30)。

フェミニスト人類学者は、その理論構成において構造主義人類学者のレヴィ・ストロースの影響を受けた。レヴィ・ストロースは、女性の従属を文化の形成と関係づけてとらえていた。だがエンゲルスが、女性が権力を掌握していた時代があったと仮定したのに対し、レヴィ・ストロースは近親婚の禁忌 *incest taboo* と男による女の交換は人類に共通してみられる文化発祥のメカニズムであり、あらゆる社会は文化をつくってきた男が単独で支配してきたと考えた。そのため、フェミニストたちの注目は、女性の従属の経済的な起源から社会における象徴と意味の体系を探求することへと移った。一九七四年、シェリー・オートナーは、レヴィ・ストロースの考え方を追認する論文を発表した。オートナーによれば、あらゆる社会において女性は文化よりも自然に近いと定義されているが、文化が自然を征服し、優位に立つにつれ、自然の価値は貶められ、自然は文化よりも劣ったものとみなされるようになった。それゆえ、自然に近いとされる女性は文化により近い男性よりも劣っており、自然と文化との中間的な存在として象徴されるようになった (*Ibid.* 25)。

(二) 女性はなぜ敗北したのか

ラーナーは、フェミニスト人類学者たちの母権制社会探究の試みを次のように総括している。すなわち、①両性が平等だとされる社会は、大抵母系あるいは母処居住制社会であり、これらは歴史上一次的に存在したものにすぎず、現在では消滅している、②母系や母処居住制社会は一定の権利や特権を女性に与えてはいるが、血族集団内における

意思決定権は長老男性が掌握している、③父系相続が必ずしも女性の従属を含蓄するわけではないし、また母系相続が母権制を意味するわけではない、④歴史全体からみると、母系社会は競争と搾取と科学技術によって成り立つ経済システムに適應できず父権社会に道を譲ってきた (*Ibid.* 30-31)。

一方、紀元前六二五〇年から前五七二〇年までの一五〇〇年間アナトリアに存在した古代都市チャタル・ヒュイクの遺跡は母権制社会の存在を示す考古学上の証拠である。ヒュイクには六千人から八千人が居住していたが、これらの中で家の中に埋葬されていた四〇〇人は特権階級の人びとであった。さらに、四〇〇人のうち、一人には地位の高さを示す印がつけられていた。これら一人のほとんどが女性であり、彼女たちは祭祀であったと推測された。また、建物や柱の構造からこの社会が母系・母処居住制であり、女性が食糧の管理を行っていたこと、神殿には血の犠牲の痕跡がないことから軍事的階層性が存在せず、千年以上にわたって戦争がなかったことがわかった。この遺跡の発掘者の一人であるジェームス・メラートは、チャタル・ヒュイク遺跡の調査結果から、新石器時代には男女がともに狩猟に参加し、権力を共有し、共同体を共同統治していただけでなく、女性が芸術を生み、宗教を創り出したと結論づけた (*Ibid.* 32-34; ラーナー／奥田訳、一九九六年、四〇―四五頁)。

ラーナーは、メラートの発見や証拠には別の解釈もあり、チャタル・ヒュイクの事例を新石器時代における女性の地位として一般化する彼の見解には慎重であるべきだが、チャタル・ヒュイクは、家父長制に代わり得る何らかのモデルが存在したことを示すものであり、人類学で明らかにされた証拠と組み合わせるならば、たとえ女性が支配する社会 (matrarchal society) の存在を示す確かな証拠を見つけ出すことができなかつたとしても、女性の従属が普遍的なシステムではないことは断言できると述べている (*Ibid.* 34-35)。しかしながら、チャタル・ヒュイクの人び

とが紀元前五七〇〇年頃忽然と理由もなく彼らの居住地を捨てたのはなぜかということを考慮しなければならない。ラーナーは、侵入者の軍事力によって打ち負かされたのか、あるいは彼らの共同体が環境の変化に適合できなかったのか、いずれにせよ相対的に男女が平等の地位にある社会は生き残ることはできなかったということを示すものであろうと指摘している (*Ibid.*)。

つまり、人類史上、家父長制 (patriarchy) の裏返しとしての女性支配 (matriarchy) があったと断定はできないまでも、女性が男性に従属せず、男性と権力を分け合った平等社会は確かに存在していた。だが、そうした平等社会は存在し続けることができず、やがて家父長制に取って代わられたのである。そこで、問いは、なぜ女性は男性に従属することになったのか、また女性がそうした状況を受容し、男性支配が確立する過程に参加したのはなぜかということになる。ラーナーは、この問いに対する解答は、「私有財産の発生が女性の世界的敗北を引き起こした」というエンゲルスの説ではなく、レヴィーストローとクロード・メイヤスの理論を接合した「へ女性の交換Ⅱ女性の従属」が私有財産を生み出した」という逆の仮説によって得られると考える (*Ibid.* 49)。

すでにみたように、狩猟採集社会では女性が食糧の大部分を賄い、部族の生存において重要な役割を果たしていたが、エリス・ポールディングはこの人類学の知見から新石器時代の社会を大胆に解釈した。すなわち、新石器時代、男女はそれぞれ生存に必要な技能や知識を発達させながら平等に仕事を分け合っていた。原始の女たちは、火を絶やさないように炉を守り、木の実や木の葉、草などの採集を通して、生態系や植物に関する高度な知識を獲得し、食物を貯蔵する土器や籠、葉や染料などを発明した。彼女たちの技能は男性に劣らず多岐にわたっており、その知識はおそらく男性以上であったかもしれない。ポールディングは、それゆえに、原始社会において女性は男性と同等であっ

たに違いないし、女性は男性よりも優れていると自己認識していたかもしれないと主張する (cited by Lerner, 1986: 23)。部族の生存に不可欠な技能や知識を提供することのできる女性の地位が男性と同等、場合によってはそれ以上であったというのは、確かに説得力をもった説明である。加えて、ラーナーは、女が子を産み、授乳する行為は、当時の人びとからみれば魔法のような力の源泉とみなされていたのではないかと考える。事実、二〇世紀に現存するグアテマラのインディオの村では、女性たちが、経血が性的能力の脅威になるという男性の恐怖を月経によって操っているという (Ibid. 45)。

では、男女の平等な関係はいつ、どのようにして男性優位の不均衡な関係に移行したのであろう。ラーナーは、狩猟採集あるいは園圃社会から農耕社会に移る頃に親族の形態が母系制から父系制に変わり、私的所有が発展したのではないかと推測する (Ibid. 49)。そして彼女は、この変化の要因を明らかにする手がかりとしてレヴィーストロースの「女の交換」に注目する。レヴィーストロースによると、近親婚の禁忌は世界のさまざまな部族に共通してみられ、それは「母、姉妹あるいは娘を娶ることを禁止する規則であるよりはむしろ、母、姉妹あるいは娘を他の人に与えることを強いる規則」(馬淵・田島監訳、一九七八年、八三三頁)なのである。「女の交換」は、花嫁略奪、処女剝奪の儀式やレイプ、取り決めによる結婚などさまざまな形態によって行われる。しかし、いずれの場合であっても、同族内結婚(内婚)の禁止とともに、女に対する一連の教化が先行して存在する。女は小さい子どものうちから、こうした強制的な結婚に同意することが彼女に課せられた義務だと教え込まれ、それに従うように躾けられる。結婚を構成する交換の全過程は、男と女との間ではなく、男たちの集団の間で成立した。女はただ交換されるモノの一つにすぎず、パートナーの一人とみられることはない(同書)。つまり、この交換の過程では、女性は非人間化され、人間として

よりもモノ (things) と考えられる。モノとなった女はもはや人間である男に従属するほかない。レヴィ・ストロースは、女性の従属をこのように説明するのである (Lerner, 1986: 46-47)。

しかしながら、交換されるのがなぜ女であって男や子どもではないのか。ラーナーは、レヴィ・ストロースの理論に女性のセクシュアリティ・再生産機能に対する管理が私有財産に先行するというメイヤスの説を接合する (Ibid. 50)。メイヤスに依拠しながら、ラーナーは狩猟採集社会、園圃社会から農耕社会に移行する過程で、女性のセクシュアリティの管理から私有財産が発生する過程を次のように描き出す。

狩猟採集社会では男も女も、また子どもも生産に従事し、彼らが生産したものを彼ら自身で消費した。彼らの間の社会関係は不安定で、構造化されておらず、自由気儘である。したがって、部族間には交換関係は不必要である。農耕社会の前段階である園圃社会は根菜類を栽培し、伐採したものを収穫したが、収穫は天候に左右されるため、狩猟や採集、魚釣りで不足した食糧を補った。他方でこの時代は、母系制や母処居住制が一般的であったので、部族が生き残るためには男女の人口を同数に保たなければならず、女性の略奪をめぐる部族間で戦争が起こるようになった。略奪されるのが、男でなく女なのは、女性が子どもを生むからである。他部族からより多くの女を奪うという行為は、やがて部族間に絶え間なく戦争を引き起こし、戦闘力がより優れた男が崇められるという戦士文化を出現させた。また、征服された部族の女たちは征服者の男たち、あるいは征服部族全体から保護された。この過程で、女は所有物、すなわちモノと考えられるようになり、他方征服者であり保護者である男は所有者になった (Ibid. 49: ラーナー／奥田訳、一九九六年、六四頁)。

農業が発達するにつれ、女性の生産能力は、何よりも部族の資源と認識されるようになり、やがて支配者集団が登

場すると、特定の親族集団の財産になった。農耕社会がそれまでの狩猟採集や園圃社会と大きく異なるのは、生産と消費のサイクルである。後者の社会では、獲得した生産物はそれを獲得した同じ人びとが消費し、生産と消費が一つの世代内で完結する。ところが、農耕社会においては、食糧と次の作物を植えるための種子はその前の生産で収穫された穀物で賄われ、一つひとつの生産のサイクルが生産物を媒介にして連鎖していく。こうした穀物農業生産の条件が、幾世代にもわたる集団内の結束性と継続性を生み出し、ひいては世帯構造を強化することになった。しかも、食糧の総量は作物の収穫量に依存し、収穫高を上げることが人びとのもっとも重要な関心事になるので、こうした問題について知識や技能を蓄積した長老の影響力が格段に強まる。また、生産性を高めるためにはより多くの労働力を投入しなければならぬ。そのため、部族により多くの女性を獲得したいという要求が強まる (*Ibid.* 49-50; ラーナー／奥田訳、一九九六年、六四頁)。

周期的な労働集約型の生産活動を条件とする耕作農業にとって子どもは欠くことのできない経済的な資産である。部族が獲得したいのは、女性それ自体というよりも女性の生殖能力なのである。したがって、交換の対象になるのは、男性ではなく、子どもを産むことのできる女性でなければならない。女性の贈与は最高の「贈与の規則」であり、近親婚の禁止が制度化される。贈与品としてモノ化された女性が男性によって所有され、あるいは管理されるようになると、母系・母処居住制は次第に父系・父処居住制へと移行する。長老男性は、生産に関係する知識を秘儀にして神秘化させ、女性の「性」の規制とその交換を管理する。若い男は、女に接近する特権を得るために、長老に労働を提供しなければならぬ。食糧・知識・女性を支配する長老男性の権力は若い男性にも及ぶ。こうして父権制社会が確立し、家長制が形を現してくるのである (*Ibid.* 50; ラーナー／奥田訳、一九九六年、六五頁)。

メイヤスは、女性のセクシュアリティの支配が私有財産制度の発生に先行したと仮定することによって、母権制社会がなぜ父権制社会に取って代わられたのか、男性と同等、場合によっては男性よりも優れているとされた女性の地位が転落したのはなぜかという疑問に明快な答えを出すことができた。ラーナーは、マルクスがヘーゲルを超越したように、メイヤスはエンゲルスを乗り越えた⁽¹²⁾と評価する (*Ibid.*)。しかしながら、ラーナーは、メイヤスは長老男性がいかにして農業における支配権を獲得したのかについては答えていないと指摘し、彼女自身の次のような説明を試みる。多くの社会では農業が発展する前には家畜農業の段階があったが、家畜農業は主に男が従事した。この仕事をおして男たちは家畜や肉、毛皮などの余剰を備蓄することができた。また、力を必要とする耕作農業は男たちが主力となり、このことは余剰を彼らが支配することを許した。一方、園圃活動は、狩猟や採集よりも生産的なので、余暇を生み出した。しかし、女は食物の調理・保存や出産・授乳などの仕事を相変わらず行わなければならないので、この余暇は男女に平等に配分されたわけではなかった。女たちが家事や育児に追われている間、男たちは余暇時間を使って、技能を高めたり、儀式を行ったりすることができた (*Ibid.*); ラーナー／奥田訳、一九九六年、六五―六六頁)。余剰の備蓄や技能の向上、さらには儀式の操作は男性の力を高めることになったが、より多くの余剰や高度な技能を蓄積することができ、様々な儀式を熟知するようになるのは、若者ではなく、より人生経験の長い老人である。

(三) 「家父長制」の定着

家父長制が制度として定着するためには、女性がその従属的な地位を受け入れ、制度化の過程に自ら参加しなければ

ばならない。女性はなぜそれを受容し、家父長制というシステムに参加したのであろう。一つには、「女の交換」でみたように、幼女のうちからモノとなることを躰けられる教化の成果である。「女の交換」がルールであるならば、従うほかなかったと思われる。次に考えられるのが、女性を階層化し、女性たちを分断することによって生じる効果である。ラーナーは、古代国家における女性の階層を次のように説明している。

「男たちの階層を決めるのは財産関係であり、それを補強したのは武力である。女性の場合、どの階層に属するかは依存する男の社会的地位によって決まった。最下層は女奴隷で、彼女たちのセクシュアリティは市場の商品のように、力を持つ男の意のままであった。中間は奴隷である妾で、その性行為が身分の上昇、なんらかの特典の賦与、自分子どもへの相続権の獲得という結果になることもあった。最も地位が高いのは妻であった。一人の男性に性的に奉仕することで、彼女は財産と法的権利を与えられた。妻を超えた地位にあったのは例外的な女性であり、彼女たちは処女であることと神に奉仕することによって、男性のものである権利を享受した。」(奥田訳、一九九六年、一三〇頁)

女祭司のような例外的な女性を除いて、女は男の支配下に入れられた。しかも、女たちは妻、妾、娼婦、奴隷と序列化され、分断された。それは、女たちの間に、軽蔑や憎悪、敵対心を煽り、どの女も結局は男に支配されているという現実を薄める効果を与えた。「妻」の女は妾や娼婦を蔑み、自分が「妻」という身分に置かれていることに優越感を抱き、その身分の喪失を何よりも恐れる。他方、妾や娼婦は「妻」の女を憎悪しながらも、彼女たちの望みは「妻」の地位に上昇することである。しかし、妾や娼婦は奴隷の女を見て、自らの立場を奴隷よりはまだマシだと思いかもれない。女たちの連帯を許さない階層化のシステムは、女性の自己認識を既存の男性支配という枠組みの内

部に押しとどめることによって、女たちに「女性の従属」を追認させる効果をもたらした。

そして、女性は男性よりも劣った存在であり、第二の性が第一の性に従属するのは当然だということをシンボル、メタファー、格言、法を通して社会の深部に行き渡らせ、女性自身が自己の劣性を内面化することによって、家父長制が完成する。フランソワ・リサラグは、紀元前六世紀と五世紀におけるアテナイの陶器に描かれたさまざまな図像から女性がどのように形象化されてきたのかを分析し、「母親であれ妻であれ、遊女であれ女楽士であれ、アマゾンネスであれマイナスであれ、その図像は、つねに対象物として、ギリシアの男性の眼前に供された。男性こそ、観る主体だったのである」(志賀訳、二〇〇〇年、二六六頁)という結論にいたる。女性の身体は、オブジェとして鑑賞され、消費されるモノにすぎない。モノは主体(＝男性)が所有することによって存在が与えられる。モノは決して主体にはなれない。ここに男性の従属物でしかない女性の位置が暗示されているとみることができよう。

古代の学問も女性の劣等性を強調してきた。ジュリア・シッサは次のように述べている。

「詩人も、哲学者も、そして医学者も、対象としての女性を言説で包みこんできたが、その言説は、ホメロス(紀元前八世紀) からガレノス(紀元後二世紀) にいたるまで、明確な一貫性を示している。これらの学者たちの言説にある脅迫観念を一覧表に要約したところで、たいした価値はないだろう。それによれば、女性は受動的なものであり、もっともましな場合でも、解剖学的、生理的、心理学的基準にくらべて、すなわち、いうまでもないが男性にくらべて、劣等なものとされている。これがすべてである。」(内田訳、二〇〇〇年、二二八―二二九頁)。

プラトンは、彼のポリスの構想の中で女性も男性と同じに教育を受けるべきだと主張した。しかし、シッサによれば、何を企てようとも男性ほど巧みではない女は行く手を阻まれるというわけだ(同書、二二九頁)。その点で、ア

リストテレスの女性の定義は、「男性と女性との関係について見ると、前者は自然によって優れたもので、後者は劣ったものである。また前者は支配する者で、後者は支配される者である」(山本訳、一九九七年、四二頁)と明快である。また周知のように、キリスト教において女は男の肋骨の一本から創られたことになっている。この「女の創造」(『創世記』二章一八―二五節)について、内村鑑三は以下のような興味深い注釈を行っている。

「神はまず男を造り、男より女を造りたまえりというのが(創世記)第二章の示しである。第一章によれば男女は同等であって、第二章によれば男尊女卑である。《中略》すなわち女は、家畜、家禽同様に、男を助け、彼に奉仕するために造られたのである。すなわち野蠻人が女を動産と見るその見かたである。低い、いやしい女性観であって、文明人のとうてい許容するあたわざるところのものである。しかしながら、女は男のために造られたりとの見かたは、聖書全体を通しての見かたである。《中略》女のかしらは男、男のかしらはキリストなりと見て、秩序ある社会は成立するのである。」(一九六二年、五二―五三頁)

『劣等で不完全』という女性のメタファー(Lerner, 1986: 211)は、近代市民思想においても継承された。たとえばロックは、フィルマーの国家父長制論を批判しながら、男性は生まれながらに強く能力があるので、女性が男性に従属するのは当然だとするフィルマーの考えには同意している(衛藤、二〇〇三年、一五頁)。またカントは、婚姻関係は男女相互の占有において平等な関係なので、法律が夫は主人で妻は夫の命令に服従すべきだと説くのは問題ではないかと問う。しかし彼は、「夫の支配の根拠が、家の共同体の利益をはかるうえで夫の能力の妻の能力に対する自然的優越とこれに基づく命令権にもっぱら求められ、この命令権が目的に關する統一と平等の義務それ自体から導かれうるのであれば、この関係は人間の自然的平等に反すると見なされることはない」(樽井・池尾訳、二〇〇〇

二年、一一二頁)と考える。つまり、夫婦間の法的不平等は女性の生まれながらの劣等性から生じているので、自然法とは矛盾しないというわけである。

古代ローマの法が強大な家父長権を定めたことは、前章でみたとおりである。ローマ法における女性の法的無能力は、「女性の精神的弱さ (imbecillitas mentis) や心の軽薄さ、そして男性に比しての肉体的虚弱さ (infirmitas sexus)」という決まり文句(トマノ井上訳、二〇〇〇年、一八一頁)によってごく当たり前のことのように説明されてきた。しかしながら、ヤン・トマによれば、法それ自体は「両性の分割を自然の前提としてではなく、義務的な規範として」取り扱い、無能力者という女性の法的地位は「女性の条件ではなく、むしろ両性に与えられている法的義務」であった(同書、一八五頁)。つまり、ローマ法は劣等で不完全という女性の「性質 nature」を根拠とする一方で、その性質の帰着としての女性の従属的身分を法定化したのである。

三 近代資本主義とジェンダー分業システム

一八世紀後半に起こった産業革命は、女性のセクシュアリティの管理に加え、女性の労働力を管理する「ジェンダー分業 gender division of labour」システムをつくり出した。産業資本主義は、国家と家族とは異なる「市場」という領域を発展させた。市場が確立する以前、女性が労働に従事することを拒絶し、家庭こそが女性の居場所だとする觀念やシステムは存在していなかった。というよりも、少なくとも一八世紀にいたるまで、王侯貴族といった特権階級のごく一部の女性を除いて、未婚、既婚を問わず、西洋社会の女性たちは労働に従事し、父や兄弟、夫とともに

生計を支えていた。

(一) ジェンダー分業システムの誘因

ジェンダー分業システムがなぜ登場することになったのか、その理由をめぐっては主に二つの誘因によって説明されてきた(たとえば上野、一九九一年、一六三―一八三頁、瀬地山、一九九六年、五〇―九五頁、安川、二〇〇〇年、六一―九〇頁)。まず一つは、家内制手工業から工場制工業への転換による労働形態の変化である。すなわち、職住分離と大量生産システムによる労働者の画一化が、男性労働者を市場に取り込み、女性を家庭に向かわせた。もう一つが、近代家族の出現と関連づける説明である。近代ヨーロッパにおいて、それまでの伝統的家族に代わって夫婦と子どもを単位に愛情で結ばれた家族が登場した。この家族構造を支えたのが家事と育児に専念して家庭を守る妻、すなわち「専業主婦」である。ジェンダー分業は、専業主婦の誕生と軌を一にして現れたと説明される。確かに、労働形態は女性の働き方を変え、一部の女性に労働の場から撤退するきっかけを与え、また近代家族は資本主義生産過程において必要とされた労働者を「再生産」する役割を担った。

しかしながら、一般的に労働者家族が夫の稼ぎだけで生活できるようになるのは、二〇世紀に入ってからであった。ジェンダー分業の観念が人口に膾炙するようになった一九世紀半ば頃、労働の場から撤退できたのは、経済的に恵まれた一部の女性たちだけであった。事実、ジェンダー分業は、ブルジョワ階級から始まり、中産階級を経て、労働者階級へ広まっていった。このことから、ジェンダー分業システムが女性たちを労働市場から締め出す実体的な制度としてよりも、まずイデオロギーとして作用したことがわかる。しかも、それはブルジョワ階級の中から生まれたイデ

オロギーであった。ここでは、ジェンダー分業のイデオロギーとしての側面に焦点を当てる。

さらに、近代家族の登場はジェンダー分業システムを支える重要な装置ではあったが、それ自体がこのシステムを生み出したとする説明では不十分である。というのも、近代家族の形成も資本主義による経済発展の成果であり、ジェンダー分業が専業主婦をつくり出し、近代家族を完成させたと考えることもできるからである。しかも、一七世紀から一八世紀にかけて出現した近代家族にジェンダー分業観はなく、妻が夫とともに働くことは自然なことであった。近代家族における「専業主婦」の誕生は経済的な豊かさによって実現されるのではあるが、経済的説明因子は女性が家庭を居場所とすることを可能にした補足的な要件にすぎない。なにが近代家族の妻を「専業主婦」に変えたのか。本章では、資本主義が人びとの価値観や社会構造にもたらした変化、すなわち資本主義の論理に注目する。

(二) 西洋社会における女性と労働

一六世紀から一八世紀における民衆階級の女性たちは、「独身であろうと結婚していようと、生活の糧をえるために働くように期待されていた」(ハフトン／藤本訳、一九九五年、三六頁)。農村の女性たちは、農作業だけでなく、農村家内工業の重要な担い手であったし(同書、三九頁)、工業地帯でも、指先の器用な女性たちは当時の主要産業である織物業にとって欠くことのできない労働力であった(同書、四五頁)。クチンスキーによると、産業革命以前の家内制手工業の時代の労働者は、仕事を工場主から請け負い、自宅で家族とともに生産活動を行っていた。たとえば、織布工の家庭では、妻や娘たちが紡いだ糸を夫が織ったという(クチンスキー／良知訳、一九七〇年、二五頁)。商人の妻は夫の商いの片腕であった。当時、妻が独立して商売をすることは同業組合の規則などによって禁じ

られていたが、商いの名義は夫にしたまま、妻が店を切り盛りすることもあった（ハフトン／藤本訳、一九九五年、五九頁）。職人や商人よりも下の社会階層の女性たちは、洗濯女、お針子、店の売り子や宿屋の給仕などをして家計を助けた（同書、四九頁）。また、貴族や富裕層の家庭の室内使用人（召使い）は、都市部における女性たちの最大の働き口であった。一七世紀と一八世紀のヨーロッパの都市では、こうした室内使用人の数は、都市人口の一二パーセントにも及んでおり、そのうち女性使用人は男性使用人の二倍であった（同書、四〇頁）。

富裕層の女性たちも、夫の事業のパートナーとして働き、ときには夫に代わって事業を切り盛りした。一七世紀のヨーロッパでは、有能な女性実業家も珍しくはなかった。こうした女性たちの中には、夫が死亡したために事業を引き継いだものだけでなく、自前で事業を起こしたものもいた（Brennan and Pateman, 1998: 97）。また、オーウェン・ハフトンは、一八世紀のイギリスのビール製造業者スレイル氏の事例を次のように紹介している。

「かれは、妻が召使いのように台所に入るのを許さなかったが、妻が会計をひき受けているのを、不名誉なことだとはまったく考えていなかった。そして、妻のほうが、かれ自身よりも優れた事業家だったので、スレイル氏は、こうした役割分担によって恩恵をこうむっていたわけである。」（同書、五九頁）

一九世紀に入ると、産業革命によって工場に機械が導入され、工場制大工業が発展した。この機械化された工場の登場は、民衆階級の女性たちに工場労働者という新しい働き口を提供した。機械を使うことによって、腕力や技能のない女性や子どもでも簡単に作業ができたうえ、女性や子どもだと成人の男性よりも賃金を低く抑えることができたので、機械化された工場の労働者の多くが女性と児童とで占められた。たとえば、一八三一年のアメリカ合衆国の綿織物工場で働く全労働者の五分の三が女性であった（クチンスキー／良知訳、一九七〇年、七八頁）。また、一八三

八年から一八四七年までのイギリスでは綿織物工場労働者の半数が成人女性と少女とで構成され、四分の一が一八歳以下の少年で、成人男性は残りの四分の一にすぎなかった（同書、八三頁）。成人男性労働者のうち、手工業時代の熟練職人はそのわずか一〇パーセント程度で、⁽¹⁵⁾男性労働者のほとんどは困い込みによって農地を追われた農民や農村家内工業の従事者、そして浮浪者や救貧院から送り込まれた男たちによって充当された（同書、八七頁）。手工業の職人たちの多くは機械化のために職を失い、⁽¹⁶⁾そのため彼らの家庭では夫が家に居て家事を引き受け、妻や子どもたちが外で働いて生活費を稼ぐという事態すら起こった（同書、八〇頁）。下層の工場労働者の家庭では、夫の賃金だけでは到底暮らしていくことはできなかったため、妻や子どもも工場で働いた。

（二）ブルジョワ女性をめぐる環境の変化

家内制手工業から工場制大工業への転換は、労働者階級⁽¹⁷⁾という新しい階層を登場させる一方で、ブルジョワ階級（ブルジョワジー）を貴族に代わる新しい支配階級に押し上げた。この産業資本主義が発展を遂げた一九世紀、労働者階級の女性たちが相変わらず稼ぎ手としての役割を期待されていたのに対し、ブルジョワ階級の妻たちの役割は大きく変わった。機械化された工場の経営者は、かつての貿易業者や問屋制手工業者、裕福な商人、熟練職人の頭などであった⁽¹⁸⁾（ポー／筆宝・勝俣訳、一九九六年、一四六頁）。すでに述べたように、こうしたかつての事業においては、家庭が仕事場であり、彼らは妻とともに事業経営に当たった。ところが、工場経営においては、機械の設置には広い空間を必要とし、しかも機械は騒音や汚れた空気を撒き散らすので、工場は家族の住居から離れた場所に建てられるようになった。この傾向は、主要産業が繊維などの軽工業から建設、鑄鉄、鉄道レール製造といった重工業へと移行

するなかで、よりはっきりと現れた。そして、住まいと仕事場との間に明確な線引きがなされるや、妻たちは事業から手を引き、家庭の仕事に専念するようになった。ボニー・スミスは、一九世紀におけるフランスのノール県の事例研究によって、こうした産業構造の変化がヨーロッパの資本家階級の既婚女性の役割にもたらした劇的な変容を論じている（井上・飯泉訳、一九九六年）。

一九世紀のノール県は、織物業から金属工業、銀行業、化学産業、鉄道事業などで繁栄したが、織物業がもともと盛んであった「一八世紀後半から一九世紀初頭にかけて、こうした事業への女性の関与は一般的」なことであった（同書、四〇頁）。この当時の織物業は、まだ問屋制工業によって営まれており、織物業の経営者は工場主というよりも「商人」と呼ばれるのがふさわしかった。彼らは、糸を買い付け、その糸を職人の家に届けて織らせ、織りあがった布が漂白・染色されるのを監督し、さらに製品の販路の開拓から販売先への発送と代金の受け取りに至るまでの仕事を切り切らなければならなかった。一九世紀初頭になると、彼らは家の中庭や周囲に小規模な工場を建てたため、その小工場の経営も加わって、彼らの仕事は一層多忙なものになった。こうした煩雑な事業をやり遂げるには、家族総出の取り組みが不可欠であった。わけても、妻の役割は大きかった。妻たちは、事業の財務管理に責任をもち、また職人たちへの原材料の配給や仕上がった製品の受け取りと点検を担当した。（同書、四一―四二頁）。彼女たちは、生産活動に従事しただけでなく、資本を蓄積し、フランス工業界に投資した資本家でもあった。それゆえに、ノール県の女性実業家たちは、「鋭い企業センスをもち、勤勉で、さらに抜け目がないという評判を得ていた」（同書、四〇頁）。彼女たちの実業家としての能力は、社会からも、また夫や息子たちからも賞賛されていた（同書、三九―四〇頁）。

女性たちが家庭と仕事を両立できたのは、一つには職住隣接によって「家族の世話から仕事へと移ることが容易にできた」からであった(同書、四七頁)。スマスは、この仕事場と住まいとの連結を示す具体例として、ルーベのボワ通り五四番地に住んでいたドゥルリュールフロランの次のような建物を紹介している。

「第一に本館があり、その一階にはサロン、ダイニングルーム、事務所、仕事場、二階には寝室三部屋、小さな事務室と仕事場、三階には大きな仕事場があった。ドゥルリュールは中庭の周囲に、羊毛をすき、乾燥させ、染色するための建物や動力機械の設備を備えた建物、さらに、綿花を下準備するための小さな小屋を所有していた。」(同書、四一頁)

しかし、事業が発展し、機械が導入され、工場の規模が大きくなるにつれて、工場は経営者の住まいから切り離されて、郊外の労働者階級の住居の周辺に建てられるようになった。ノール県では、一八四〇年代頃からブルジョワ家庭における職住分離が起こったが(同書、三五頁)、それはノールの産業の重点が繊維などの製造業から鑄鉄、鉄道など重機械業に移っていった過程に重なっていた(同書、五七頁)。このような生産様式や産業構造の変化に並行して、社会や夫たちの女性に対する見方にも変化が現れた。ノール県の二人の女流作家たちは、「目立たない母親の務めの美点を描きはじめ」、「主婦の宗教的で慈善的な務めを誉め称え」、夫は妻を仕事から締め出すようになった(同書、五四頁)。これらの変化は、一九世紀の半ばから終わりにかけてわずか数十年の間に、ノール地方のブルジョワ階級の女性たちの生活を一変させた。一八五〇年代には、「帳簿の管理をしていた往年のブルジョワ女性が、突然絹で覆われた淑女に変身し、社交界の生活や宗教生活に吸い込まれ」、一九世紀末になると、「未亡人たちだけが、彼女たちの母や祖母がもっていた特権を維持していた」(同書、五二頁)というありさまであった。

職任分離を契機として、欧米の資本家階級の既婚女性たちは労働から退いた。確かに、仕事場が住まいから遠く離れたところにあると、家庭と事業の両立は以前ほど容易ではなくなるかもしれない。しかしながら、こうした富裕階級の女性であれば使用人や乳母に家庭内の用事を任せて、事業を続けることも可能であったろう。実際、ブルジョワ家庭には多くの使用人が雇われていた。しかも、ブルジョワ女性たちは「専業主婦」になったのちも、家庭のことは使用人に任せ、彼女たちの「主婦」としての仕事は使用人たちをその家風に合うように仕込み、監督することであった (DiCruze, 1995: 68)。ところが、彼女たちは、仕事と家庭の両立ではなく、家庭を選んだ。彼女たちは、なぜ家庭を唯一の居場所とすることに決めたのであろう。一つには、ブルジョワジーの上流志向があったと考えられる。新興のブルジョワ階級は、経済的な成功者であっても、社会的には伝統も格式もない成り上がり者にすぎなかった。彼らは、貴族階級の生活を模範とすることで、社会的な上昇を図ろうとした。労働はせず、美しく着飾って豪華な居間で開かれるパーティを取り仕切る貴族の妻が、ブルジョワジーの妻の模範になった。夫の事業のパートナーであった妻にとって、「社交」は彼らの事業の延長線の活動だったのではなからうか。

しかしながら、女性の家庭志向がほんの一握りでなく、より多くの人びとに広がり、社会現象となるには、この説明だけでは不十分である。そこで、鍵となるのが、一九世紀半ば欧米社会に女性と家庭とを結びつける新しいイデオロギーが出現したことである。スマスは、産業構造の変化と軌を一にしてノールの作家たちが母性や家庭的な女性を賛美し始めたことを指摘したが、それはフランスに限らず、一般的に欧米でみられるようになった風潮であった。たとえば一九世紀半ばのアメリカでは、「家庭は小さな天国だ」と考えられ、母性への尊敬と家庭生活を円満に送るための家事の重要性が強調されていた (シャピロ／種田訳、一九九一年、二四―二五頁)。またイギリスでは、一八五

○年以降「女性の居場所は家庭にある」という観念が、社会の公理 (truism) となっていた。中産階級の間では、アメリカと同じように女性を家庭の天使と称える詩が流行していたし、その考えは表現こそ違え、労働者階級さえも支配していた。事実、労働運動の活動家であったメアリー・フレッチャーは一八五三年の織維労働者のストライキにおける演説の中で、「妻を外に働きに出すのはイングリッド男 (Englishman) の恥だ」と述べた (D'Cruze, 1995: 52)。デボラ・ゴームは、この女性と家庭とを結びつけるイデオロギー (ideologies of domesticity) は、「一九世紀のイギリス社会に台頭してきた中産階級に共有されていた、福音主義的基督教の道德的な義務と産業資本主義の過酷な政治経済の論理との間に生じた緊張を和らげるために発展した」と指摘している (Gorham, 1982: 3-8)。

(四) 女性と家庭と「資本主義の精神」

近代資本主義の発展を牽引したのは、禁欲的プロテスタントであった。⁽¹⁹⁾ ウェーバーは、この禁欲的プロテスタントの信仰に「資本主義の精神」を発見した。ウェーバーによれば、「労働が絶対的な自己目的——「Beruf(天職)」——であるかのように励む」(ヴェーバー／大塚訳、一九九一年、六七頁)「天職理念のもっとも首尾一貫した基礎づけを示しているのは、カルヴァン派から発生したイギリスのピューリタニズム」(同書、二八九頁)である。ピューリタニズムは、絶え間なく労働に励むことこそが最善の禁欲⁽²⁰⁾の手段だと考え、「おまえの(天職である)職業労働にはじめという教えを説いた(同書、三〇〇—三〇二頁)。つまり、「労働は…何にもまして、神の定めたまうた生活の自己目的」であり、労働意欲がないことは恩恵の地位を喪失した兆候」なのである(同書、三〇四頁)。その労働によってより多くの収益を得る機会が与えられているにもかかわらず、それを退けるのは神の命令に背くことであり、「肉

の欲や罪のためではなくて、神のためにあなたがたが労働し、富裕になるのというのはいよいことなのだ」と、富を追求することさえも神の命令だとされたのである。また他方で、労働や信仰を忘れさせるような快楽は、こうした禁欲的な生活の敵とされ、その生活から贅沢な消費を排除することが求められた（同書、三一九頁）。

「ピュウリタニズムの精神のもっとも純粹な信奉者」の一群は職人層⁽²⁾であった（同書、三五二頁）。勤労と節約によって彼らは富を蓄え、やがて彼らの中から手工業の経営者が生まれ、さらに産業革命は彼らを大工場の経営者に押し上げた。大塚久雄は、こうしたピュウリタンの成功者の影響力が増し、彼らが「社会全体を支配しそうな勢いになって」と、「貴族もジェントリも商人もその渦の中にとりこまれて」いったと述べている（同書、四一一頁）。つまり、利潤を生み出すにはおかない合理的な生活態度や思考様式は、イギリス社会を覆う「エートス」となり、産業革命と相俟って産業（近代）資本主義の原動力になったのである。

ところが、プロテスタンティズムの精神は、近代資本主義が経済のメカニズムとして定着し、発展するにしたがつて、宗教的な目的を離れて自己展開を始めた。信徒たちが教えに忠実であればあるほど彼らの財産は増し、それが産業の原資となって経済を発展させたばかりか、彼らの「現世の欲望や生活の見栄」も増加させ、「宗教の形は残るけれども、精神はしだいに消えていく」ことになった（同書、三五二頁）。一八世紀末葉のメソジスト派に始まるプロテスタント各宗派の「信仰復興」運動は、物質的豊かさがもたらす肉欲が信徒たちを墮落させ、次第に改革時の精神を形骸化させ始めたことへの危機感の現われにほかならなかった。「信仰復興」は「中世の修道院の規律が「崩潰の危機に直面して、いくたびも『改革』の手が加えられねばならなかった」ことに匹敵するできごとであったと、ウェーバーは指摘している（同書、三五二―三五三頁）。

競争の論理によって作動する資本主義のメカニズムは、企業家から人間性を奪い、彼らを利潤追求のために行動する「ホモ・エコノミクス」に仕立て上げた（ウォーラーズテイン／川北訳、一九九七年、二二—二三）。この経済のメカニズムに組み込まれるや、もはや彼らはそこから逃れることはできず、利益の獲得をめぐる果てしない競争が続くことになる。市場のメカニズムは、利己心と合理性によって突き動かされる領域を政治や社会制度にまで拡大した（ハイルブローナー／八木訳、一九九一年、二九頁）それゆえ、彼らがこの過酷な世界に立ち向かうための休息の場所を求めたとしても不思議ではないし、それは家庭において他にあるうか。家庭の役割は、信仰の面からも見直された。家庭は、虚飾や肉の誘惑から身を護る要塞であり、また子どもたちを敬虔な信徒に育て上げる学校であった。憩いと信仰の場となった家庭は、もはや生産の場であってはならなかったのである。その点で、愛情に溢れた暖かい近代家族は、「冷酷で無愛想な外界から人びとを守る」最適な避難場所であった（ショーター／田中他訳、一九八七年、二二—四頁）。

（五）ジェンダー分業システムの形成

「家庭」に特別の意味が付与され、その「家庭」の担い手としての妻の役割が格別に重要になった。そして、家庭と妻の役割に新しい意味が付与されるようになったまさにその時期に、職住分離という生活環境の変化が加わり、ブルジョワ階級の妻たちは一斉に仕事から離脱し、家庭を護る役割に専念し始めたのである。しかしながら、この家庭と女性を結びつける考え方が、ブルジョワジーというほんの一握りの人びとが構成する階級にとどまっていたとしたら、労働者階級をも含む社会全体を支配するイデオロギーになることはなかった。

産業資本主義が世界でもっとも早く目覚しい発展を遂げたイギリスでは、一九世紀になるとブルジョワ階級と労働者階級とを仲介する中産階級⁽²²⁾が登場し、ヴィクトリア朝期には文化や道徳の担い手として社会の中心的な勢力になっていた。中産階級は、ブルジョワ家庭で習慣化された男女の役割分業を採り入れた。それは、一つには専門・技術職や管理職として経済の中心部に食い込んでいた彼らも、非情な資本主義の論理と宗教的な道徳との落差を埋め合わせる避難場所を必要としていたからではある。が同時に、妻が働かなくてもよいだけの経済的なゆとりがあったからでもある。また、何かと上の階級の習慣を模倣したがるといった上昇志向もあったかもしれない。が、いずれにしろ、ブルジョワ階級に劣らない教養を有し、しかも数の上でブルジョワジーに勝る中産階級は、文化の発信者として、性別役割分業を模範的家族のイデオロギーとして定着させたのである（長島、一九八九年、四九―五〇頁）。

さきに述べたように、産業革命直後の工場労働者は、主に女性と子どもであったが、次第に男性労働者の数も増加し始め、産業革命末期には労働市場における成人男性の数が相対的に多数を占めるようになった（クチンスキー／良知訳、一九七〇年、七七頁）。これは、資本主義が動かしがたい力となって農民を村から追い出し、職人や小商人から仕事を奪って、彼らを工場労働のなかに飲み込んだのと、重工業の発展が男性労働力を必要とするようになり、さらに労働者保護立法によって女性と児童労働が規制されるようになったためである。たとえば、一八四一年から一八八一年までの一〇年ごとのイギリスにおける労働力センサスをみると、鉱業・砕石業、金属製造業（機械、用具、車両、貴金属など）および建設・建築の重工業部門で男性労働者が三倍程度の割合で増加している（ミッチェル／犬井監訳・中村訳）。もっとも、男性労働者の増加にしたがって、女性が工場労働から退去したというわけではない。同じく一八四一年から一八八一年のイギリスの労働センサスによると、繊維と衣類（縫製）の各産業における労働者数

のうち、男性の増減はないが、女性の場合は繊維が二倍、衣類は三倍の割合で増加しており⁽²⁴⁾（同書）、軽工業部門は依然女性労働に依存していた。

労働者の数が増大し、社会の多数派になるに⁽²⁵⁾したがって、彼らの階級としての発言力も増してきた。労働者の権利の拡大、とりわけ経済的権利の拡充は、単に数が増えただけで実現したのではなく、彼らが自らを組織化⁽²⁶⁾し、厳しい弾圧のなかで闘った労働運動の輝かしい成果でもあった。労働者の組織化は、実質賃金の上昇、労働時間の短縮、社会労働立法⁽²⁷⁾の成立を実現させた（ポー／筆室・勝俣訳、一九九六年、二二八頁）。また、生産性の向上が賃金の引き上げや時短を可能にした。このように労働者をめぐる環境に変化が見られ始めた一九世紀後半、イギリスの労働者階級の中に、「尊敬に値する労働者階級 respectable working-class」と呼ばれるグループが出現した。熟練労働者から構成され、経済的にも豊かな彼らは、スラム街のあばら家で飲酒に溺れ、その日暮を送る下層労働者とは明らかに異なるライフ・スタイルや価値観を共有していた。たとえば、彼らは「郊外のテラスハウスに住み、家には上品な家具を備え、服装もつねに清潔を保ち、〈中略〉共済組合に加入して将来の蓄え」もしていた（長島、一九八九年、一六一頁）。「労働貴族」と揶揄されることもあった彼らの意識や行動のあるべきモデルは、中産階級のそれであった。夫の賃金で一家を養うことのできる「家族賃金」（安川、二〇〇〇年、六六一―六七頁）を手にした上層労働者たちも、性別役割分業の考え方を受け入れたのであった。

夫が家族を養うに十分な賃金を稼ぐことのできる上層労働者は、当時もっとも豊かな先進国家であったイギリスにおいても、労働者全体からみればその一部にすぎず、多くの労働者の家庭では相変わらず妻の稼ぎが当てにされ、実際彼女たちは賃金労働に従事していた。ところが、性別役割分業の考え方は、法や社会政策に翻訳され、これらの女

性たちにも厳しく適用されたのである。シャニ・ドゥクルーズは、次のように述べている。

「社会政策、立法、保安、様々な慈善事業などに埋め込まれたヴィクトリア的価値とは、しばしば政治経済が過酷になるにつれて一層頑なになっていったブルジョワ家族の価値を意味した。多くの雇用立法は、労働者階級の女性も経済的に夫に依存して家庭を居場所としたいと願っているという仮定のもとに制定された。それゆえ、これらの法は彼女たちを危険な労働から護るという役目を果たす一方で、職場における女性の従属的地位を強化し、家族の経済生活に貢献するという彼女たちの能力を減少させたのである。」(D'Cruxe, 1995: 54)

女性が働くことは社会的に認められないことになった。しかし、多くの労働者階級の妻は、家計を助けるために働く必要があった。そのため、彼女たちは割りのよい工場労働をあきらめ、マッチ箱作りや行商、間貸しといった臨時の仕事で我慢しなければならなかった。また、外の工場などで働くときには夫や周囲の人に知られないようにこっそりと行なう女性もいた (*Ibid.*: 60-61)。このような男女の職場における地位や賃金の格差は、家庭における夫の妻に対する優位性を絶対的なものにした。たとえば、貧しい家庭では、妻や子どもがマーガリンを塗ったパンと出がらしの紅茶だけの食事をしていても、夫は別室で一人ご馳走を食べた (*Ibid.*: 62)。労働者階級の女性たちは、家事・育児と労働という二重の負担を背負うことになったのである。

第二次世界大戦後の高度経済成長は、先進資本主義諸国の労働者の中産階級化を推し進め、「家族賃金」を広く行渡らせた。その結果、これらの国では、夫一人の稼ぎで暮らすことのできる家庭が多数を占めるようになり、「専業主婦」が既婚女性のごく一般的な姿になった。ジェンダー分業の考え方が登場しておよそ一世紀のち、やっとシステムが実体化した。すなわち、ジェンダー分業は、経済生活と精神世界との矛盾を緩和するためのフィクションとして

構成され、現実がそのフィクションに合わせてきたにすぎないのである。

むすび

より多くの労働力を確保することが求められた農業革命は、女性を性的に従属させ、家父長制という男性支配のシステムを生み出した。家父長制は、家族における支配と従属の関係にとどまらず、社会秩序や法制度として社会の深部に達し、女性という集団を周縁化し、二流市民の地位に貶めてきた。古代から封建社会にかけて、家父長制は女性を抑圧するシステムとして機能してきた。そして、近代に入り、産業革命が起こったことによって、女性の社会的地位に新たな変化がもたらされた。産業資本主義は女性たちの労働形態を変え、まずブルジョワ階級の女性を労働の場から引き離すきっかけをつくった。しかし、彼女たちを労働から分断したより重要な要因は、市場の外に冷酷な資本の論理からの避難場所をつくり、ホモ・エコノミクスに信仰と安らぎの場を提供するためであった。

家庭という小さな天国の天使が、夫ではなく、夫よりも有能な実業家であった妻に割り当てられたのはなぜか。それは、むしろ女性が産む性であったからではあるが、同時に家父長制のもとでは妻がいかに有能であっても家庭における彼女の地位は夫に従属していたからである。資本主義は利益優先の論理を社会の価値とすることで、利潤を生み出す市場に消費の場ではない家庭を従属させた。市場に従属する家庭の担い手は、一家の主人に従属する妻にこそふさわしいのであった。「家庭こそが女性の居場所」だとするジェンダー分業イデオロギーは、中産階級から労働者階級に広まり、家族賃金の実現によって実体化していった。ジェンダー分業システムは、労働力の再生産を保証し、

資本主義經濟を外延から支えた。

しかし、資本主義の發展は、女性の従属的地位を強めるといふ結果だけを引き起こしたわけではない。工業化は私たちの生活を飛躍的に便利にし、家事の負担を軽減して女性に時間的余裕を与え、経済的豊かさや女性の高学歴化を進めた。また、第三次産業の發展は、労働形態を肉体労働から知的労働へと変化させ、労働市場では体力ではなく知識や技術が求められるようになった。しかも、テクノロジーの發達がもたらした飛躍的な育児環境の変化―母乳と同じ成分の人工栄養、清潔で保温と通気性に富んだ衣服、快適な温度を保つ室内、保育士などの保育の専門家は、母性機能を女性から分離することを可能にした。育児は母親の専任事項ではなくなったのである。

つまり、この百年余りの間の著しい文明の發展は、男性と同じように能力を發揮して、家庭の外で活動することのできる環境を女性につくってきたのである。そして、事実、経済や政治の場で活躍する女性たちも増えてきた。文明は女性の従属を生み出したけれども、今日その文明が女性解放の道筋をつくっている。言うまでもなく、テクノロジーの發展から利益をえているのは、女性だけではない。男性にも様々な便益がもたらされている。ところが、「男女平等」に反対する人びとは、彼らが得ている利益はさておいて、女性―わけても母となった女性―がテクノロジーを利用し、文明の利器によって自己実現を図ろうとすると目くじらを立てる。彼らに今の便利な生活を捨て、太古の昔に返る覚悟があるのか。もし彼らが今の便利な生活を捨てることができないのであれば、それは女性たちも同じである。男女平等の潮流は文明が築いてきた成果の一つなのである。

謝辞

本稿は、私が以前に書いた小論に対して成澤光先生よりいただいたコメントに対するささやかな返答である。成澤先生は私に本学に奉職する機会を与えてくださり、またあらゆる機会を通して先生がご退職されるまで私を導いてくださいました。先生は、研究者としてまた教育者として、つねに私の模範でした。先生の本学在職中のご厚情に心より感謝申し上げます。

(1) ジェンダー・フリーは、伝統的かつ固定的な男女の役割にとらわれないという意味で用いられている。このような意味を表わす場合、英語圏では男女の固定的役割を意識化するという意味の gender-sensitive あるいは gender-conscious を使い、gender free という表現は一般的ではないように思われる。

(2) このレジームを維持したいと考えるのは男性だけとはかぎらない。女性であっても、このレジームによって獲得する利益が失う利益よりも多い場合には男性支配体制を擁護するであろうし、男性でも不利益を蒙ることがより多ければ、フェミニストと連帯できるだろう。

(3) サージェント編『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』（一九九一年）の訳者の田中かず子は、「性別役割分業」ではなく、「労働の）ジェンダー分業」と訳している。

(4) 瀬地山角は、一九八八年版『社会学事典』（弘文堂）の「家父長制」の項で、「家父長制は姿を消しつつある」と記述されていると指摘している（一九九六年、一一―一二頁）。また、筆者が調べた一九八八年版『世界大百科事典』（平凡社）における「家父長制」の項目でも、家父長制を家族類型、政治的支配、性支配の三つの類型に分けた上で、「政治的正当性原理としての家父長制は、アジアでは（東洋的専制）の問題であるが、西欧では絶対主義を打倒した（市民革命）によって最終的に克服されたと言われている」と説明されていた。また、一九八八年版『現代社会学辞典』（有信堂）には、家父長制という独立の項目は存在せず、家族関係の中で「家父長的家族」が取り上げられるのみであったが、ここでは資本主義段階以降、家父長的家族は平等で友愛的な近代家族に変化したとする学説を紹介しつつ、「今日の資本主義社会における家族関係は、家父長制的家族制度下の家族要素の残滓と、階級社会としての資本主義社会がもつ本質の反映という二側面を反映している」と家父長制を過去のものとすることに若干の留保を与えている。

(5) フェミニズム以前の「家父長制」の用法に関しては、瀬地山（一九九六年、一一―一二頁）参照。

(6) とはいえ、家父長制の現われ方には民族や国家によって違いがみられた。たとえば、栗原真人によると、アングロ・サクソンのコモン・ローにはローマ法の家長権にあたる概念はなく、家父長制の特徴といえるのは、妻の法的人格が夫に帰属し、既婚女性がその夫の支配下に入る点と不動産法定相続において男子の直系卑属が存在する場合長子相続が貫徹され、長男以外の子どもは相続が喪失する

点である（一九九二、一八七頁）。

(7) Robert Finerの *Patriarcha* は、同じくこの書を取り上げている鎌田と瀬地山では『家父長制論』と翻訳されているが、本稿では福田の訳に依拠した（一九八七年、三六六頁）。

(8) 瀬地山は、『家父長制』の英語表記には patriarchy と patriarchalism の二種類があるが、フェミニストが後者ではなく、前者を用いていることに注目している。彼は、patriarchy が文化人類学において、patriarchalism は法制史や社会学で使われ、文化人類学の用法には「母ではなく、父が権力をもつ」という含意がこめられているのに対し、ウェーバーの影響を受けてきた法制史や社会学は、権力をもつのは誰かではなく、権力の源泉やその行使のされかたを分析してきたとした上で、ミレットが patriarchalism ではなく、patriarchy を用いた理由を次のように説明している。すなわち、「性の政治学」のなかで「patriarchy なる語が用いられたときにはたらいだ連想というのは、まさに『父 (pater)』の『支配 (arche)』というイメージであったと思われる。それは社会学の patriarchalism のもつような支配形態とは異なり、文化人類学のもっていた概念を、権力を所有する主体の性別という点に関して読み込んで作りあげたものと考えることができ」（一九九六年、二二頁）としている。ミレットは文化人類学の影響を受け、本の中でもその知見が活用されている。しかし、本文で述べたように、彼女の家父長制の概念はウェーバーに依拠している。瀬地山の解釈は興味深いものではあるが、実際には patriarchy がより馴染んだ言葉であったといったような、単純な理由だったのではなからうか。というのも、patriarchalism は英語圏ではあまり使われない言葉で、より一般的に通用しているのは patriarchy ではないか考えられるからである。ミレットはウェーバーを英語訳で読んでいたが、patriarchalism という言葉一切用いていない。

(9) しかし、このことは、これらのフェミニストたちが、階級に無知であったということの意味するものではない。たとえば、ミッテルンについて、フロイト主義者という側面のみが強調されがちであるが（上野、一九九一年、六頁参照）、フシエは、『精神分析と女の解放』は、女性の抑圧を客観要件としての経済面と主観としての（女性の）心理面との両面からとらえることによって、マルクス主義とフロイト主義との統合をめざすものだと指摘している（Bouchier, 1983, 72）。事実、ミッテルンは、資本主義経済の打倒と家父長制に対する闘いとは「どちらかの政治運動が優先するとか、それぞれの革命グループが相互に排他的であるとか、各グループが自派のメンバーしか含まない」というようなことは、論外である（上田訳、一九七七年、二七四頁）と述べている。

(10) 本書の訳者である井上たか子等は、日本ではデルフィがマルクス主義フェミニストと誤解されていることに言及し、上野（一九九一年、六頁参照）がラディカル・フェミニズムの定義を限定的に使っていること（一九九六年、三二八頁）に疑問を呈している。確かに、上野のラディカル・フェミニズムとマルクス主義フェミニズムとの切り分けには違和感を覚える。事実、ミッテルンはマルクス主

義フェミニストと分類されることもあるし(脚注九参照)、またイングランドを事例に前資本主義社会から資本主義社会への移行と家長制の深化を階級と家長制との交差という唯物論歴史学の視点から論じたメアリー・マレーは、ハートマンとウォルビィをマルクス主義フェミニストとは位置づけていない(Murray, 1995: 7)。自ら立場を鮮明にする場合を除いて、フェミニストの思想は入り組んでいて、明確な切り分けができないというのが実情ではなからうか。

(11) ラーナーは、歴史と社会のなかにおける女性の位置を理解するうえでエンゲルスの成し遂げた貢献を四点挙げている(Lerner, 1986: 23)。①血縁関係における構造的変化と労働の分業及び女性の地位の変化とは関連している、②私的所有の成立と単婚制度、そして売春の三者の間の関連性、③男性の経済的優越性と男性による女性のセクシュアリティの管理との間の関連性、④資産エリートによって古代国家が創設された時期に、「女性の世界的敗北」を位置づけることによって、その女性の従属の始まりという出来事に歴史性を与えた。

(12) だが、メイヤスーに対するフェミニストの評価は芳しくない。たとえば、彼の説が女性を単に受身の被害者としかとらえない男性中心主義モデルだという批判がある(Shah)。また、彼の「再生産」概念はファイアストーンが展開した生物学的宿命論と同じ範疇に含まれる議論だとする指摘もある(上野、一九九一年、七六頁)。確かに、女性が被害者として扱われることや女性の身体的な特性が従属の原因であったとする考え方は、女性にとって決して心地よいものではない。しかし、文明の黎明期に起こった農業革命がその新しい生産形態を発展させるために女性の従属を必要としたという説明は、やはり説得力のあるものだといえることができる。また、メイヤスーの「再生産」概念は、すでにみたように非歴史的でもなく、生物学還元論でもないので、ファイアストーンの議論と異なっていることは明らかであろう。

(13) この点については、ショーター／田中・岩橋・見崎・作道、一九八七年、二六九―二八二頁参照。

(14) この時代の富裕商人は外国貿易や卸売業によって富を築いた(ドップ／京大近代史研究会訳、一九五五年、二二―二七六頁)。したがって、こうした女性たちが従事した事業も貿易や卸売業であったと思われる。

(15) 工場主(雇主)は、この少数の熟練工たちに大多数の不熟練工たちを監督する「副雇主」という役割を与えた(クチンスキー／良知、一九七〇年、八三頁)。

(16) 機械によって仕事を奪われた職人たちは、機械に対する憎悪を募らせ、機械破壊者と化した(同書、七一―七三頁)。また、職人たちは、浮浪者や貧困者が働く工場を「いかかわしいもの」とみて、そこで働くことを嫌った(同書、八八頁)。

(17) クチンスキーは、この近代に登場することになった新しい階級は、産業革命による工業の機械化によってもたらされたと述べてい

る(同書、63頁)。機械は、財産も生産手段も、また技能も持たざる人びと―土地を失った農民、浮浪者、乞食―に仕事を与える一方で、技能や生産手段を有していた人びと―職人、農業の機械化で余剰となった農民―からそれらを奪って、労働者に仕立てた。これらの人びとが、労働者階級の第一世代を構成した。

(18) 彼らは、蓄積した富で高価な機械を購入することができたのである。彼らは、この機械によって生産を向上させ、蓄積した富をさらに設備の拡大に投資し、産業資本家として台頭していった。

(19) ウェーバーは、この禁欲のプロテスタントにはカルヴァン派、洗礼派、さらにはその洗礼派の宗教的思考形式を継承して一六、七世紀に成立したバプティスト派、メノナイト派、そしてクエイカーが含まれるとしている(ヴェーバー／大塚訳、一九九一年、二六三頁)。

(20) 大塚は、この「禁欲」を「あらゆる他のことからへの欲望はすべて抑えてしまつて…そのエネルギーのすべてを目標達成のために注ぎ込む」という「行動様式」だと解説している(同書、四〇〇頁)。

(21) ウェーバーはこれを小市民層と称している。本論では、小市民層とは具体的には小商品の生産者、すなわち職人だとする訳者の大塚の解説にしたがった(同書、四〇四頁)。

(22) この中産階級は、産業資本主義によって登場した新しい階級で、それ以前の中間階級―農民、小工業者、小商人―と区別するため、新中間層と呼ばれることもある。かれらは、ブルジョワ階級のような資産はないが、一定以上の教育を受け、専門・技術職や管理職、対人サービス業などのノン・マニュアル業務―頭脳労働―に従事した。

(23) 鉱業・砕石業、金属製造、建築・建設のそれぞれにおける男性労働者数は、一八四二年が二八千人、三〇六千人、三七六千人であったが、一八八一年には六〇四千人、九七七千人、八七五千人となっている。

(24) 繊維産業に従事する男女それぞれを比較すると、一八四一年が男性五二五千人、女性三四八千人であったが、一八八一年には男性が五五四千人と減少したのに対し、女性は七四五千人と2倍以上に増加している。衣類産業の労働者は、一八四一年が男性三五八千人、女性二〇〇千人に対し、一八八一年は男性三七九千人、女性六六七千人と同様の傾向を示している。

(25) 一九世紀末にはイギリスの活動人口の実に八〇パーセントが賃金労働者であった(ポー／筆宝・勝俣訳、一九九六年、二二二頁)。

(26) 一九世紀後半から二〇世紀にかけて、欧米各国で労働組合員数が急増した。たとえば、イギリスでは一八七六年の一〇〇万人から一九〇〇年が二二〇万人、そして一九一三年には四一〇万人に伸びた。ドイツでは、一八九〇年には三〇万人しかいなかった労組員が、一九一三年に二五〇万人にも達し、アメリカ合衆国でも一八八六年はわずか一〇万人であったのが、一九二二年には二〇〇万人台にな

っている(同書、二一六一―二一七頁)。

(27) イギリスでは、一八七五年雇主・労働者法、一八七五―一六六年平和的ビケを合法化する刑法改正、一九〇六年労働争議法によるスト
 権の確立、一九一三年労働組合の政治活動の合法化、一九〇八年無供出老齢年金制度導入と家内労働規制法、一九一一年国民保険法な
 ど。ドイツは、一八八三年疾病保険法、一八八四年老齢年金保険法と労災保険法、一八九三年労働安全衛生法、一八九八年労働災害法、
 一九〇五年退職手当法、一九〇六年法定週休法などが挙げられよう(同書、二一八頁)。

文献

アリストテレス／山本光雄訳(一九九七年)『政治学(第二四刷)』岩波文庫。

ウェーバー、マックス著／世良晃志郎訳(一九六〇年)『支配の社会学(経済と社会、第二部第九章一節―四節)』創文社。

ウォーラーズテイン・I／川北稔訳(一九九七年)『史的システムとしての資本主義(新版)』岩波書店。

上野千鶴子(一九九一年)『家父長制と資本制(第五刷)』岩波書店。

内村鑑三(一九六二年)『聖書注解全集・第一巻・創世記』教文館。

衛藤幹子(二〇〇三年)『ジェンターの政治学―シティズンシップの構想とエージェンシー―(上)』『法学志林』第百巻第三号、一

―三九頁。

エンゲルス／戸原四郎訳(一九六五年)『家族・私有財産・國家の起源―ルイス・H・モーガンの研究に關連して』岩波書店。

鎌田浩(一九九二年)『家父長制の理論』永原慶二・住谷一彦・鎌田浩編(比較家族史学会監修)、『家と家父長制(シリーズ比較家族

1)』早稲田大学出版部、一〇一―一七頁。

カント／樽井正義・池尾恭一訳(二〇〇二年)『カント全集(11) 人倫の形而上学』岩波書店。

栗原真人『インゲランドにおける家父長制家族の変容をめぐる―継承財産設定を中心にして』(一九九二年)永原慶二・住谷一彦・鎌

田浩編(比較家族史学会監修)、『家と家父長制(シリーズ比較家族1)』、一八六―二〇七頁。

クチンスキー・J／良知力訳(一九七〇年)『労働者階級の成立』平凡社。

サージェント・L編／田中かず子訳(一九九一年)『マルクス主義とフェミニズムの不幸な結婚』勁草書房。

シッサ、ジュリア(二〇〇〇年)『性別の哲学―プラトン、アリストテレスそして性差』ポリーヌ・シュミットリバンテル編『女の歴

史1・古代1』藤原書店、二二〇―二七八頁。

家父長制とジェンター分業システムの起源と展開(衛藤)

- シャピロ、ローラ／種田幸子（一九九一年）『家政学の間違い』晶文社。
- ショーター、エドワード著／田中俊宏・岩橋誠一・見崎恵子・作道潤訳（一九八七年）『近代家族の形成』昭和堂。
- ジョルグデイ、ステラ／杉村和子訳（二〇〇一年）『バハオーフェン、母権制、そして古代世界——つくられた神話に関する考察——』ポリーヌ・シュミットIIパンテル編『女の歴史I・古代2』藤原書店、七三七―七六一頁。
- スミス、ボニー・G／井上雅裕・飯泉千種訳（一九九四年）『有閑階級の女性たち——フランスブルジョア女性の心象世界——』法政大学出版局。
- 瀬地山角（一九九六年）『東アジアの家長制——ジェンターの比較社会学』勁草書房。
- 総理府（一九九四年）『男女平等に関する世論調査』『女性の現状と施策』（平成五年度版）。
- ドップ、モリス／京大近代史研究会訳（一九五五年）『資本主義発展の研究2』岩波書店。
- トマ、ヤン／井上文則訳（二〇〇〇年）『ローマ法における両性の分割』ポリーヌ・シュミットIIパンテル編『女の歴史I・古代1』、一八一―二二五頁。
- 内閣府（二〇〇三年）『男女共同参画に社会に関する世論調査』『男女共同参画白書』（平成一五年度版）。
- 長島伸一（一九八九年）『大英帝国——最盛期イギリスの社会史——』講談社。
- ハイルブローナー、ロバート・L／八木甫訳（一九九一年）『隠された経済思想——資本主義経済の本質を求めて——』HBJ出版。
- ハフトン、オーウェン／藤本佳子訳（一九九五年）『労働と家族』ナタリー・ゼモンIIデイヴィス、アルフレッド・ファルジュ編『女の歴史III・一六―一八世紀I』藤原書店。
- 原田俊彦（一九九二年）『共和政期ローマと家長制の概念』永原慶一・住谷一彦・鎌田浩編『家と家長制（シリーズ比較家族1）』、二二―一五四頁。
- 福田歓一（一九八七年）『政治学史』東京大学出版会。
- ポー、ミシェル／筆宝康之・勝俣誠訳（一九九六年）『資本主義の世界——一五〇〇―一九九五』藤原書店。
- ポーヴォワール、シモーヌ・ド／井上たか子・木村信子監訳（一九九七年）『決定版・第二の性・I 事実と神話』新潮社。
- ミッチェル、B・R・編／中村壽男訳『イギリス歴史統計』原書房。
- 安川悦子（二〇〇〇年）『フェミニズムの社会思想史』明石書店。
- レヴィイストロース、クロード／馬淵東一・田島節夫訳（一九七八年）『親族の基本構造（下）』番町書房。

- Boucher, David (1983), *The Feminist Challenge: The Movement for the Women's Liberation in Britain and the USA*, London: Macmillan Press.
- Banaszak, Lee Ann, Beckwith, Karen and Rucht, Dieter (2003) 'When Power Relocates: Interactive Change in Women's Movements and States', in Banaszak, Beckwith and Rucht (eds), *Women's Movements facing the Reconfigured State*. Cambridge: Cambridge University Press, pp. 1-29.
- Brennan, Teresa and Pateman, Carol (1991), "Mere Auxiliaries to the Commonwealth": Women and Origins of Liberalism', in Anne Phillips ed., *Feminism and Politics*. Oxford and New York: Oxford University Press, 93-115.
- Connell, R. W. (2002), *Gender*. Cambridge: Polity.
- D'Cruze, Shani (1995), 'Women and Family'. In June Purvis ed., *Women's History: Britain, 1850-1945*. London: UCL Press, 51-83.
- Dehlerup, Drude (1986) 'Introduction', in Drude Dehlerup (ed), *The New Women's Movement: Feminism and Political Power in Europe and the USA*. London: SAGE Publications, pp. 1-25.
- Delphy, Christine, translated and edited by Diana Leonard (1984), *Close to Home: A Materialist Analysis of Women's Oppression*, Amherst: The University of Massachusetts Press (ホルンボックリニクニクニ／井上たか子・加藤節子・宮藤雅子訳『近距離の女性闘争の論』勁草書房).
- Firestone, Shulamith (1979), *The Dialectic of Sex: The Case for Feminist Revolution*, introduced by Rosalind Delmar, London: The Women's Press (シラトニクス・フイロニクス／林道平訳(一九八〇年)『性と弁証法……女性解放革命の場合——』評論社).
- Gellb, Joyce (1989), *Feminism and Politics: A Comparative Perspective*. Berkeley: University of California Press.
- Gellb, Joyce and Palley, Marian Liel (1996), *Women and Public Policy: Reassessing Gender Politics, with a New Prologue and Epilogue*, Charlottesville and London: University Press of Virginia.
- Gorham, Deborah (1982), *The Victorian Girl and Feminine Ideal*. London: Groom Helm.
- Hartman, Heidi (1981), *The Unhappy Marriage of Marxism and Feminism*. London: Pluto Press.
- Lerner, Gerda (1986), *The Creation of Patriarchy*. New York/Oxford: Oxford University Press (ゲルダ・ラーナー／飯田暁子訳(一九九六年)『男性支配の起源と謎』三一新書).
- Hannam, June, Auchterlonne, Mizzi and Holden, Katherine (2000), *International Encyclopedia of Women's Suffrage*. Santa Bar-

bara: ABC-CLIO.

McDonough, R and Harrison, R. (1980), 'Patriarchy and Relations of Production', in A. Kuhn and A. M. Wolpe (eds.), *Feminism and Materialism*, London: Routledge and Kegan Paul.

Millet, Kate (1977), *Sexual Politics*, London: Virago.

Mitchell, Juliet (1975), *Psychoanalysis and Feminism: Freud, Reich, Laing and Women*, New York: Vintage Books (マクミラン出版).

Murray, Mary (1995), *The Law of Father?: Patriarchy in the Transition from Feudalism to Capitalism*, London and New York: Routledge.

Sapiro, Virginia (1986), 'The Women's Movement, Politics and Policy in the Reagan Era', in Drude Dahlerup (ed), *The New Women's Movement: Feminism and Political Power in Europe and the USA*, 122-139.

Walby, Sylvia (1990), *Theorizing Patriarchy*, Oxford: Blackwell.